第３期 川島町

子ども・子育て支援事業計画

（かわじま子育て応援プラン）

令和７年度～令和 11 年度

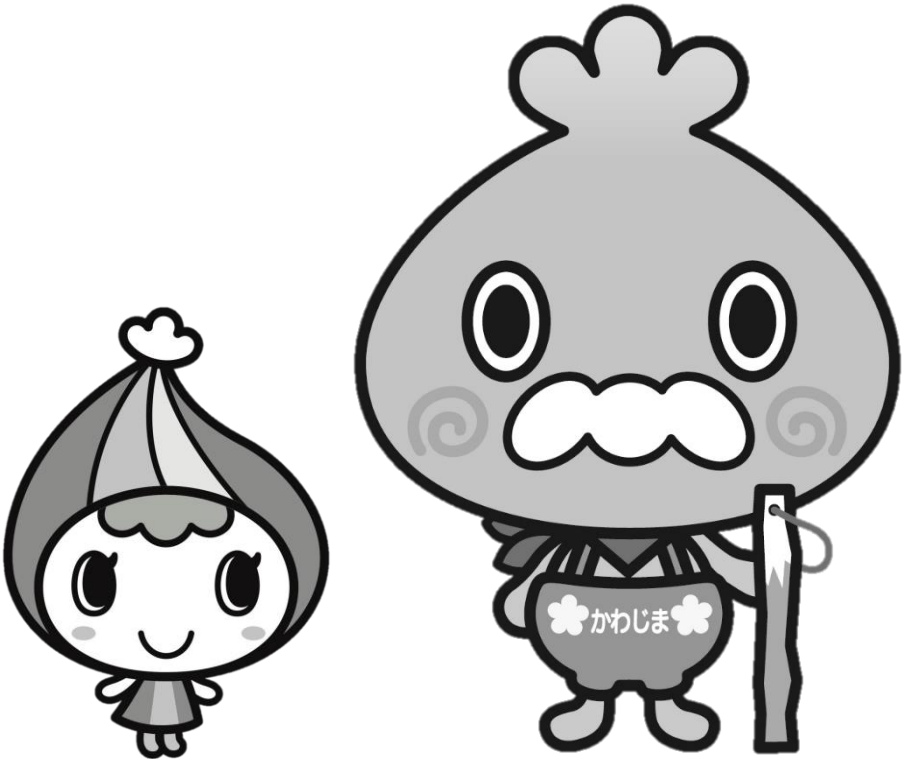

川島町　マスコットキャラクター

かわみん　　かわべえ

令和７年３月
川島町

はじめに

わが国では、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担の偏り、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担などの背景により、少子化傾向に歯止めがかかっていない状況にあります。

このような状況の中で、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和５年４月に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が設立されました。また、同年 12 月に「こども大綱」、「こども未来戦略」による次元の異なる少子化対策が閣議決定されました。

本町では、平成 24 年８月に成立した「子ども・子育て関連３法」に基づき、平成 27 年４月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、第１期（平成 27 年度～平成 31 年度）・第２期（令和２年度～令和６年度）の「川島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育施設の整備や地域子ども・子育て支援事業の実施を計画的に進めてきました。

本計画では、川島町民憲章の「かわじまの宝だ　伸ばせ子供たち」や第６次川島町総合振興計画の戦略目標「まもる」・「つなぐ」・「そだてる」を勘案し、第１期計画・第２期計画で掲げた基本理念「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」を踏襲した計画といたしました。

本計画の円滑な推進にあたりまして、町民の皆様には今後ともなお一層のご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、計画の策定に際して、ニーズ調査にご協力いただきました皆様、町民コメントを通じて貴重なご意見をいただきました皆様をはじめ「川島町子ども・子育て会議」の委員の皆様に貴重なご提言をいただきましたことに心からお礼申し上げます。

令和７年３月

川島町長　飯島　和夫

目 次

第１章　計画の概要

第１節　計画策定の背景と趣旨 3
第２節　計画の位置づけ 4
第３節　計画の期間 6
第４節　計画の策定体制 6

第２章　子ども・子育てをめぐる本町の現状

第１節　統計からみた本町の現状 9
第２節　子育て支援サービスの現状 20
第３節　ニーズ調査結果からみた子育ての現状 22
第４節　かわじま子育て応援プラン（第２期）の実施状況 32

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　基本理念 35
第２節　基本目標 36
第３節　施策の体系 37

第４章　個別施策の展開

基本目標１　地域における子育ての支援 41
基本目標２　保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進 45
基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 48
基本目標４　子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備 50

第５章　子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

第１節　教育・保育事業などの提供区域の基本的な考え方 55
第２節　子ども・子育て支援制度に基づく内容 55
第３節　計画の推進方策 56
第４節　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容 70

第６章　計画の推進体制と進捗管理

第１節　取組の方針 75
第２節　計画の推進体制 75
第３節　計画の進捗管理と点検・評価 75

資料編

第１節　川島町子ども・子育て会議条例 79
第２節　川島町子ども・子育て会議委員名簿 81
第３節　策定の経緯 82
第４節　用語集 83

第1章　計画の概要

第１節　計画策定の背景と趣旨

わが国では、核家族化が進行し、各個人の価値観や生活リズムなどの多様化が進んでおり、身近な地域のつながりなどが希薄化しています。祖父母やご近所など身近な人からの子育ての支援を得にくい状況となる中、就労する既婚女性の割合は増加を続けており、子育てを社会が支援することの必要性と重要性は、これまで以上に高まっています。

このような状況の中で、少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成 24 年８月に「子ども・子育て関連３法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 27 年４月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

令和５年４月には「こども基本法」が施行、同年 12 月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、ライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援していくことを方針に掲げ施策に取り組んでいくこととされています。

本町では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」として、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とする「第２期　川島町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第２期計画）を策定し、教育・保育施設の整備や地域子ども・子育て支援事業の実施などを計画的に進めてきました。

本計画である「第３期　川島町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第３期計画）は、第２期計画が令和６年度に最終年度を迎えることに伴い、未来を担う川島町の子どもたちが幸せに成長し、暮らしていくための子ども・子育て支援の環境を整備し、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第２期計画を引き継ぐものとして策定します。

第２節　計画の位置づけ

（１）位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第１条の目的、第２条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条に基づき策定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町の最上位計画である「第６次川島町総合振興計画」（令和３年度～令和 12 年度）のうち、子ども・子育て分野の各論を示す計画です。また、福祉分野の総合計画である「第２次川島町地域福祉計画・川島町社会福祉協議会地域福祉活動計画」（令和３年度～令和８年度）やその他福祉の個別計画、福祉以外の各分野の計画とも整合性を取り、策定されるものです。

（２）他の計画との関係

本計画については、本町の上位計画である「第６次川島町総合振興計画」及び「地域福祉計画」や「川島町健康長寿のまちづくり推進計画」、「川島町教育大綱」等のその他計画との施策の整合を図り、一体的かつ効果的に推進します。

■ 他の計画との関係

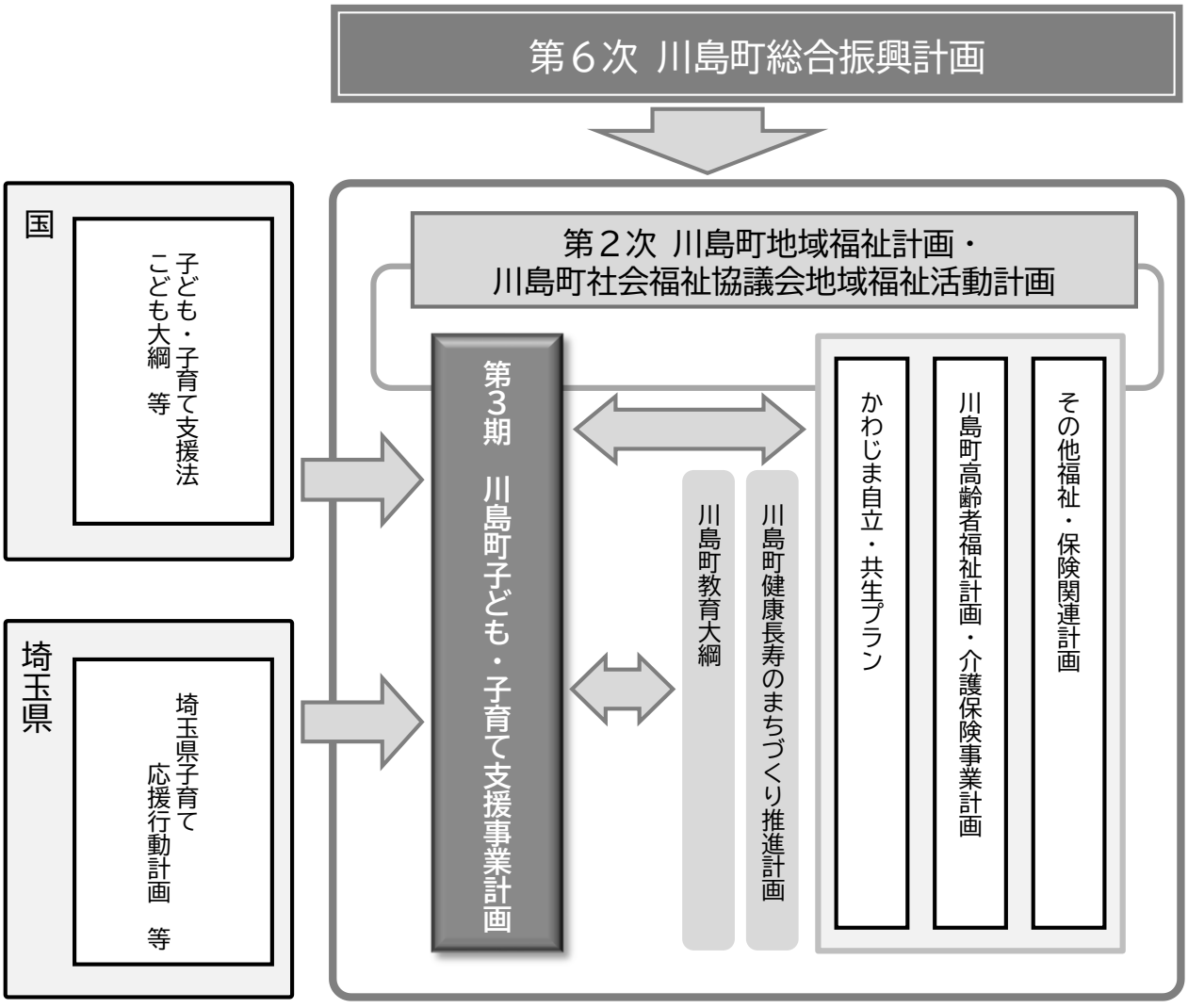

＜参考＞計画策定の根拠となる法律

【子ども・子育て支援法】（抜粋）

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

２　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

第３節　計画の期間

計画の期間は、令和７年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの５年間とします。

なお、計画期間中、法制度の変更や社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

■ 計画の期間

第４節　計画の策定体制

（１）川島町子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、「川島町子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定に係る審議を行いました。

（２）アンケート調査の実施

本町では、子育て支援施策のニーズを把握するため、令和６年２月５日（月）から２月 20 日（火）までの期間に、町内に住んでいる就学前児童及び小学生の保護者を対象に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。この調査結果に基づき、計画の策定に取り組みました。

（３）パブリックコメントの実施

本計画「第３期　川島町子ども・子育て支援事業計画（案）」の内容に関して、策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の町政への参画を促進することを目的としてパブリックコメントを実施しました。

第２章　子ども・子育てをめぐる本町の現状

第１節　統計からみた本町の現状

（１）少子化などの状況

Ⅰ．人口の推移

① 総人口及び年齢３区分別人口の推移

本町の人口は、ゆるやかな減少が続いています。令和６年には 18,784 人となり、平成 27 年から 2,383 人減少しました。０～14 歳の年少人口、15～64 歳までの生産年齢人口はともに減少傾向で推移していますが、65 歳以上の高齢者人口は増加しています。

■ 年齢３区分別の人口の推移

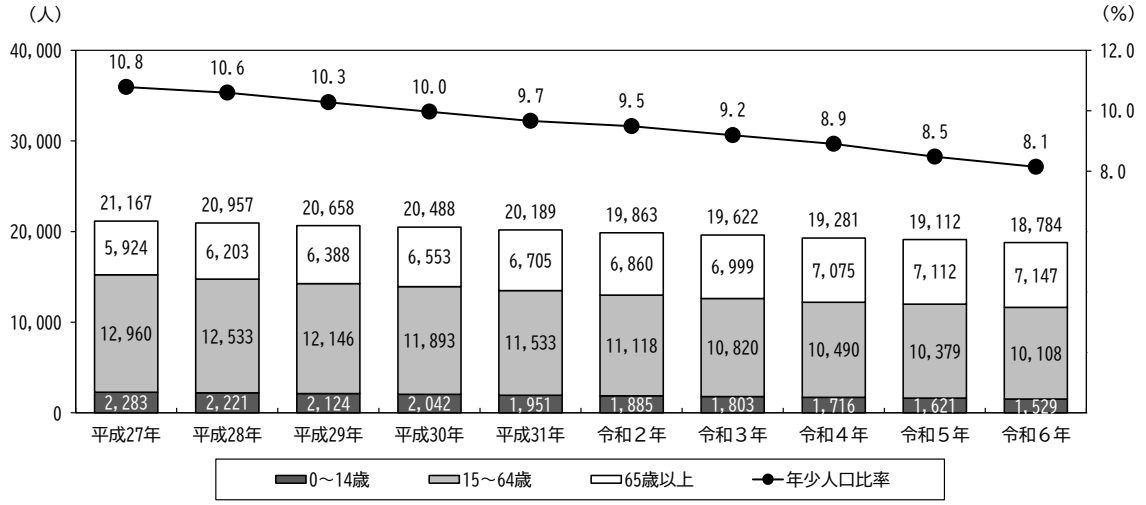

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

② 人口構成比

本町の年齢３区分の人口構成をみると、０～14 歳までの年少人口は、令和６年は 8.1%となっており、平成 27 年と比較すると 2.7 ポイント減少しています。

■ 年齢３区分別人構成比の推移

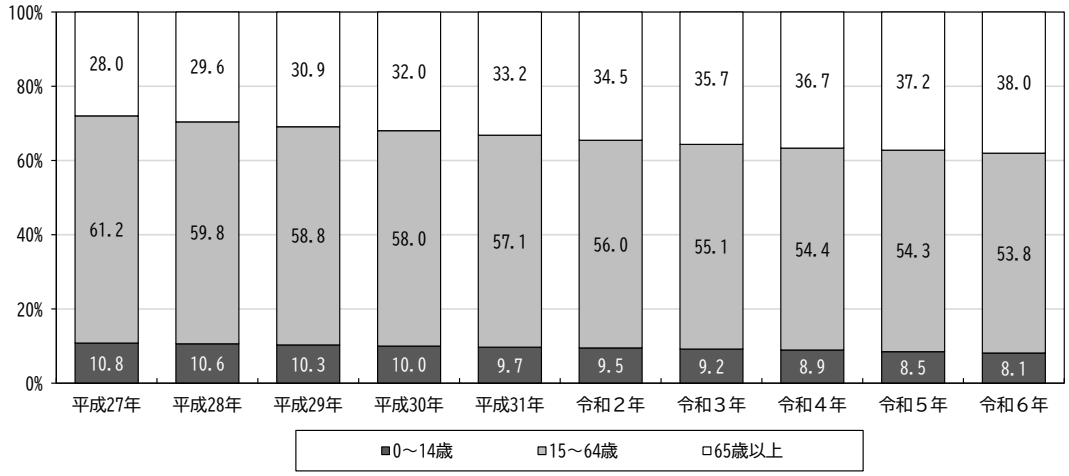

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

③ 年少人口（０歳～14 歳）の推移

川島町の就学前から中学校にかけての年少人口（０～14 歳）は、減少傾向となっており、ここ５年間では、356 人の減少となっています。

また、年齢別の児童人口では、年齢が低いほど人口が特に少なく、令和６年は５歳未満のすべての年齢で 100 人を割り込んでおり、現状のままでは少子化は今後一層進行することが予測されます。

■ 年少人口（０歳～14 歳）の推移

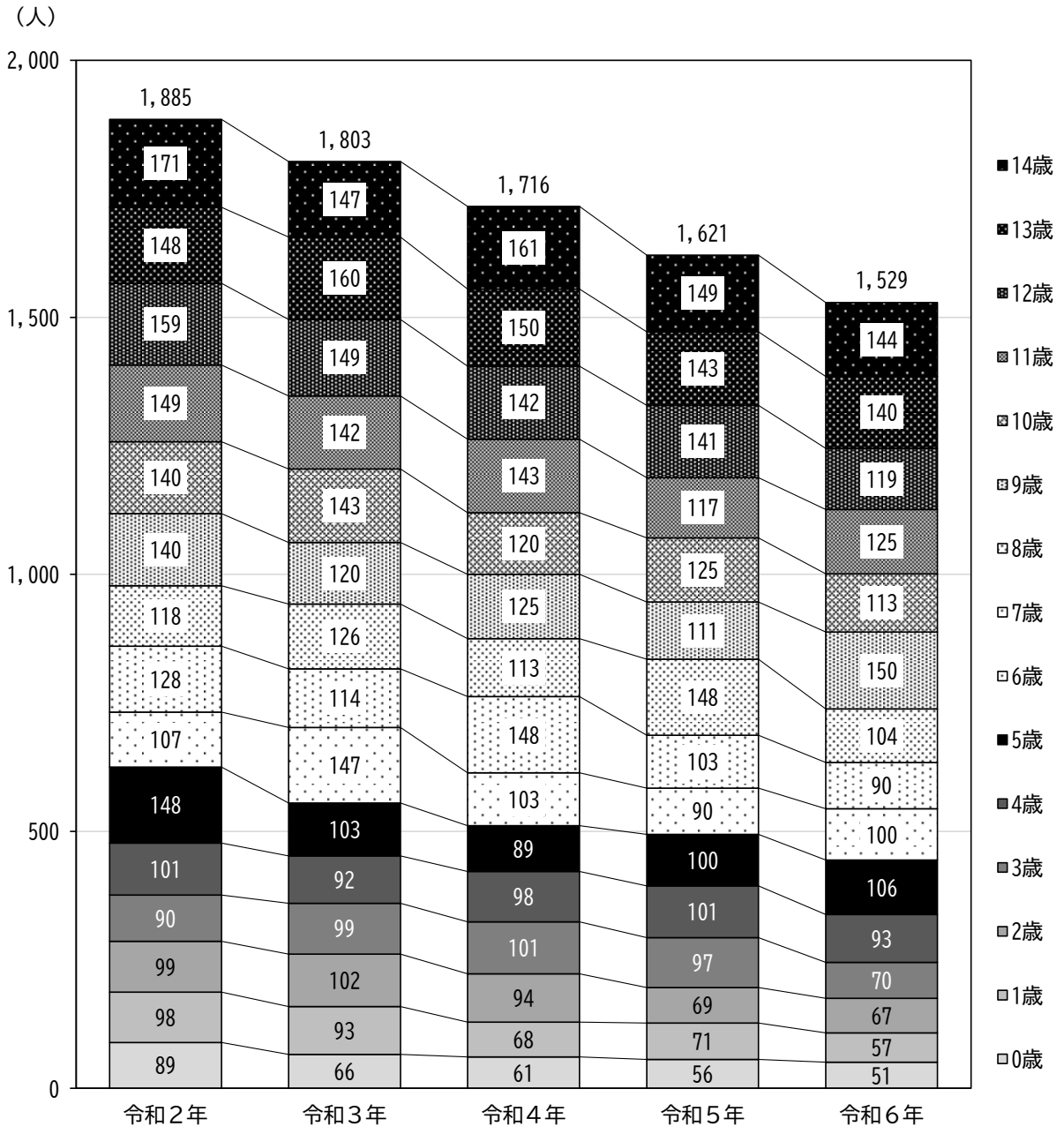

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

Ⅱ．出生の動向

① 合計特殊出生率の推移

川島町における合計特殊出生率※は、近年では増減を繰り返しながら減少し、令和３年には 0.64 まで低下しましたが、令和４年では 0.78 と増加しています。

全国及び埼玉県と比較しても低い値となっています。

■ 合計特殊出生率の推移

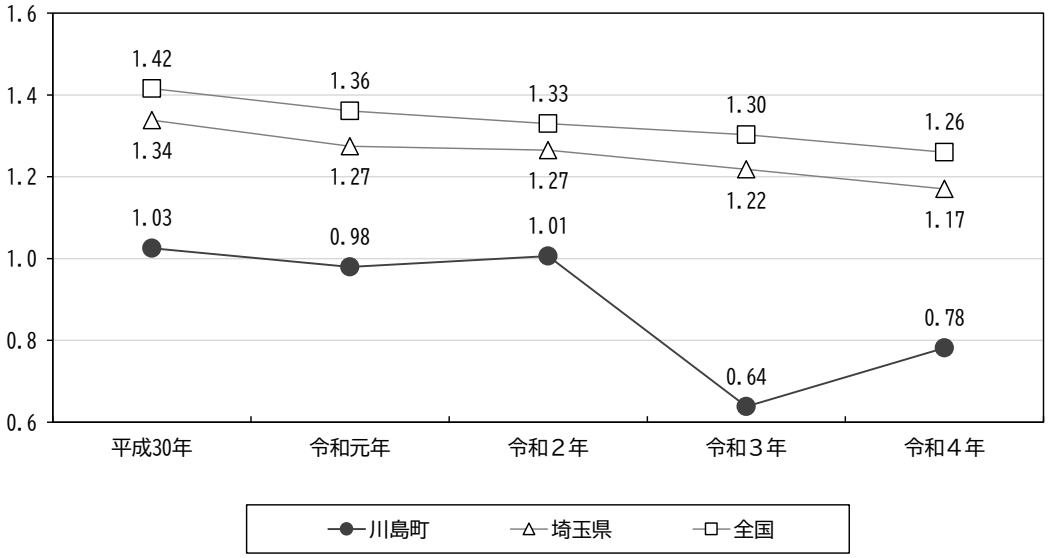

資料：埼玉県人口動態（埼玉県保健医療部保健医療政策課）

※ 合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が生涯に産むとされる子どもの数。

② 出生数の推移

川島町における出生数は、減少傾向にあり、令和３年では 51 人と、近年で最も少なくなりましたが、令和４年では 60 人と増加しています。

■ 出生数の推移

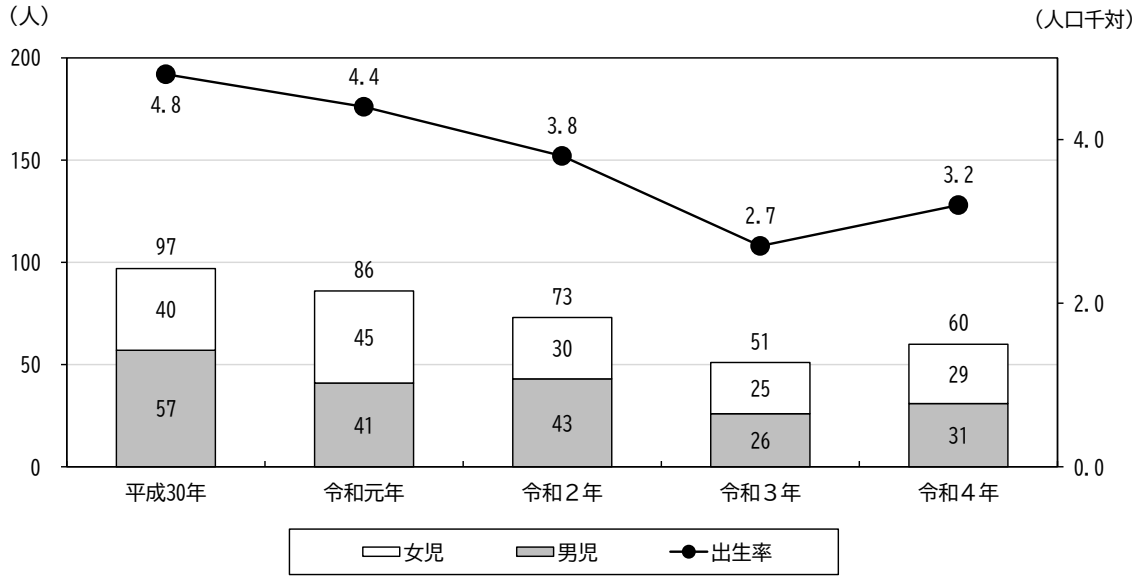

資料：埼玉県人口動態（埼玉県保健医療部保健医療政策課）

※ 出生率：人口千人に対する出生数の割合。

$$出生率＝\frac{年間出生数}{10月1日の人口}\times 1,000$$

Ⅲ．婚姻の動向

現在は、晩婚化が進んでおり、このまま結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えます。このため、未婚化・晩婚化は少子化の最も高い要因の一つとして指摘されています。

① 未婚率の状況

川島町における未婚率をみると、男性・女性ともに増加傾向となっています。35～39 歳の男性は平成 12 年から令和２年にかけて 27.9 ポイント、30～34 歳、35～39 歳の女性については、24.3 ポイントの増加を表しています。

川島町においても、近年では、未婚化・晩婚化が進行していることがわかります。

■ 未婚率（男性）の比較

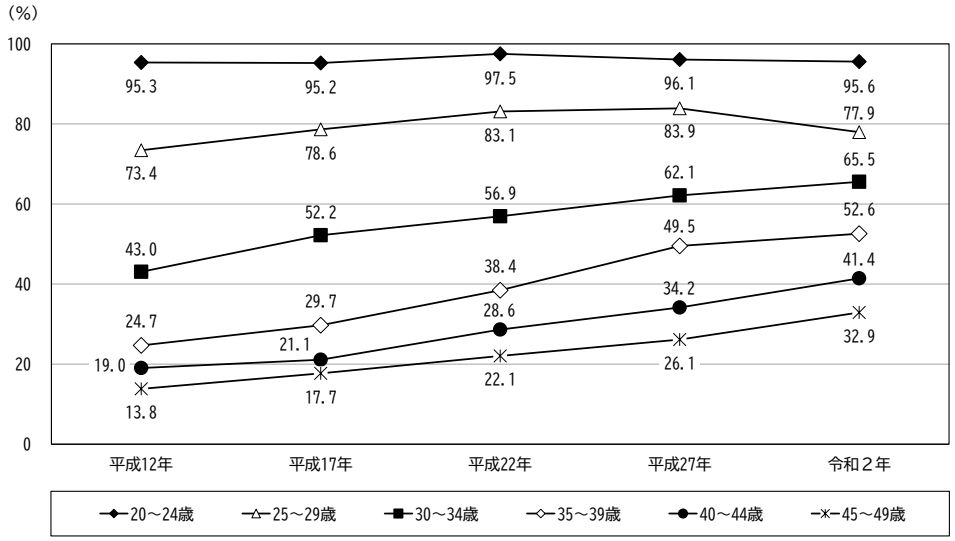

資料：国勢調査

■ 未婚率（女性）の比較

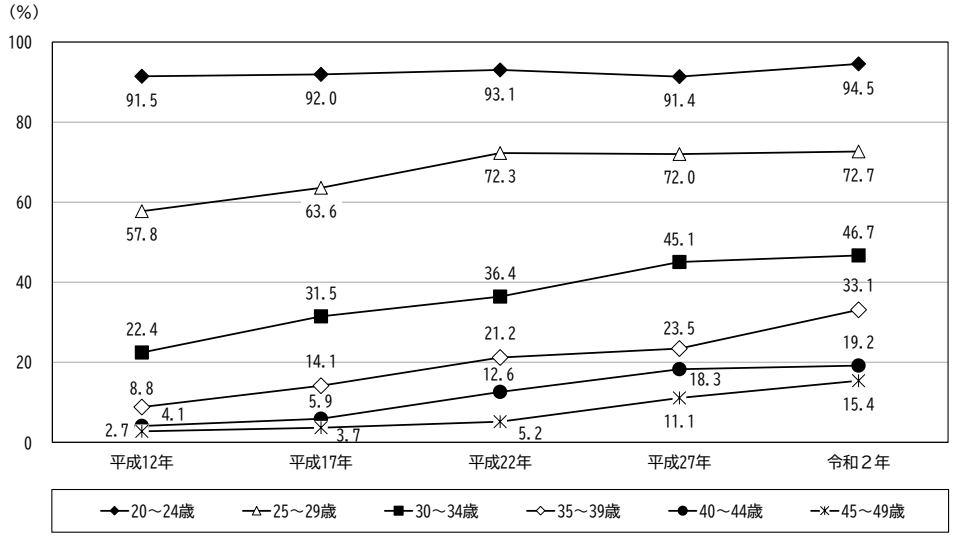

資料：国勢調査

Ⅲ．総人口・年少人口の将来予想

① 総人口・人口構成の推移

川島町の人口推計によると、総人口は令和７年から令和 16 年にかけて 2,899 人減少することが予測されています。年齢３区分の人口構成では、年少人口（０～14 歳）が 2.0%の減少、生産年齢人口（15～64 歳）が 3.0%の減少、老年人口（65 歳以上）では 5.1%の増加が見込まれています。

■ 人口推計（総人口・年齢３区分）

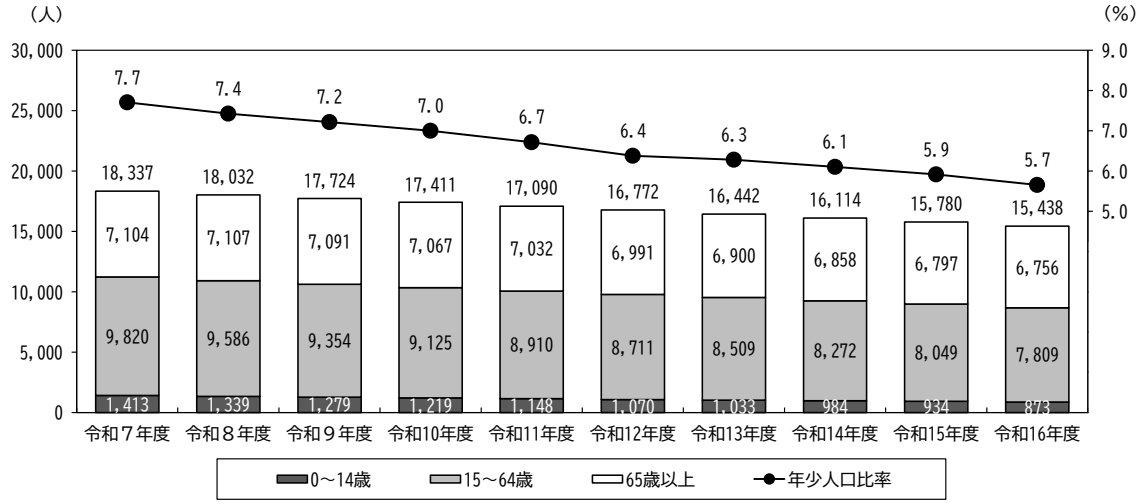

資料：住民基本台帳に基づく推計

■ 人口推計構成比（総人口・年齢３区分）

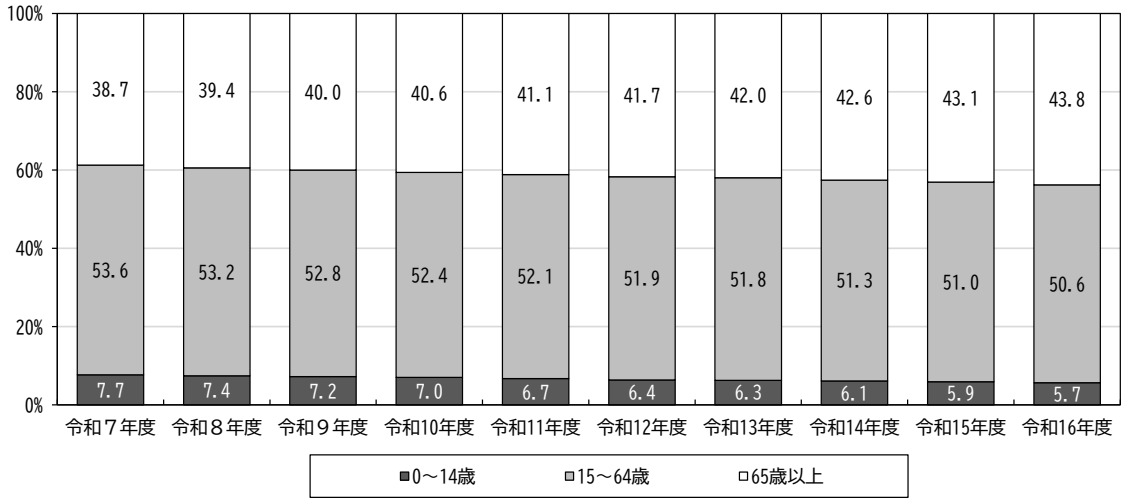

資料：住民基本台帳に基づく推計

② 年少人口（０～14 歳）の状況

人口推計によると、川島町の年少人口（０～14 歳）は、令和７年から令和 11 年にかけて合計で 265 人減少することが予測されています。

年齢階級別にみると、ほとんどの年齢階級で減少傾向を示しており、このうち６歳の減少が最も多く 59 人の減少が見込まれています。

■ 年少人口（０歳～14 歳）の推移

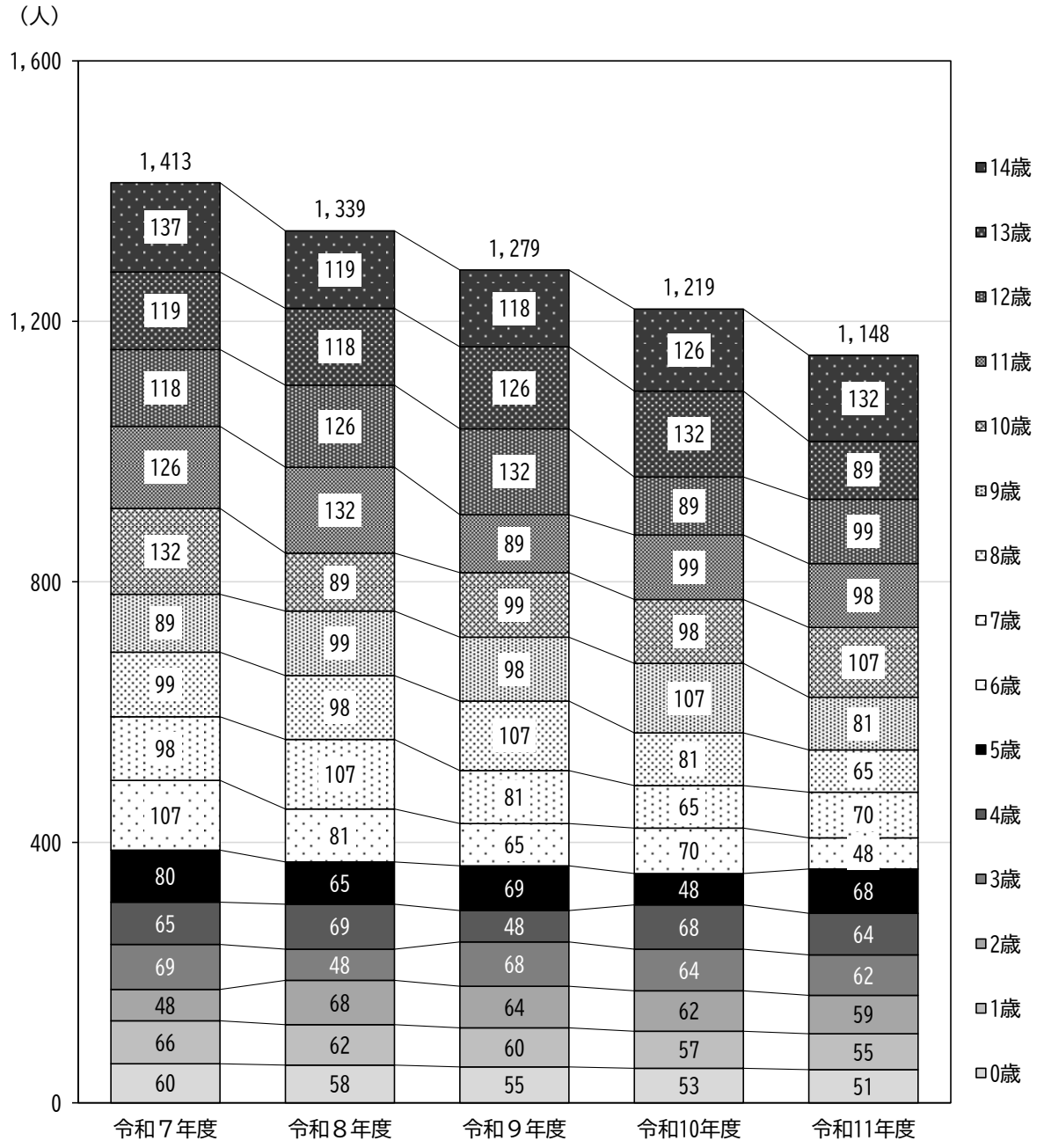

資料：住民基本台帳に基づく推計

（２）子育て家庭の状況

Ⅰ．18 歳未満の児童がいる世帯の状況

川島町における 18 歳未満の児童がいる世帯のうち核家族世帯（ひとり親世帯を含む）の割合は、増加傾向となっており、令和２年では 74.2%となっています。

一方、３世代世帯の割合は減少傾向となっており、平成 12 年に 36.2%であったものが、令和２年には 20.1%となっています。

また、ひとり親世帯については微増傾向となっており、令和２年には 7.9%となっています。

さらに、一般世帯のうち 18 歳未満児童がいる世帯の割合は、平成 12 年には 39.9%であったものが、令和２年では 18.5%となっており、18 歳未満の児童のいる世帯が減少していることがわかります。

■ 18 歳未満の児童がいる世帯の推移

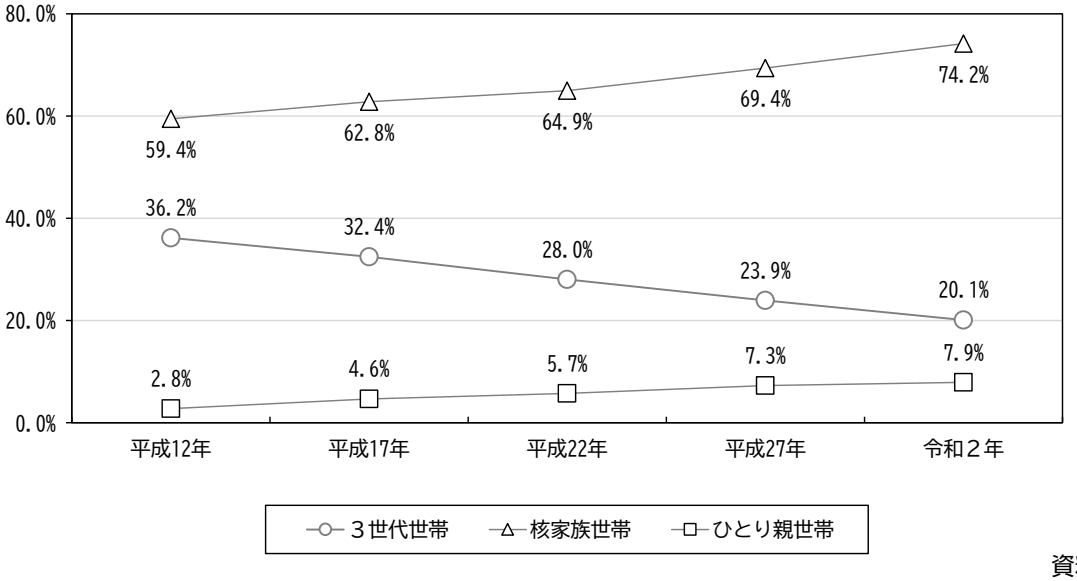

資料：国勢調査

【参考：国、県との比較（令和２年度）】

区分	国	県	川島町
３世代世帯	11.1%	9.3%	20.1%
核家族世帯	86.7%	90.2%	74.2%
ひとり親世帯	9.2%	6.9%	7.9%

※核家族はひとり親世帯を含みます。

■ 総世帯に占める 18 歳未満の児童がいる世帯の推移

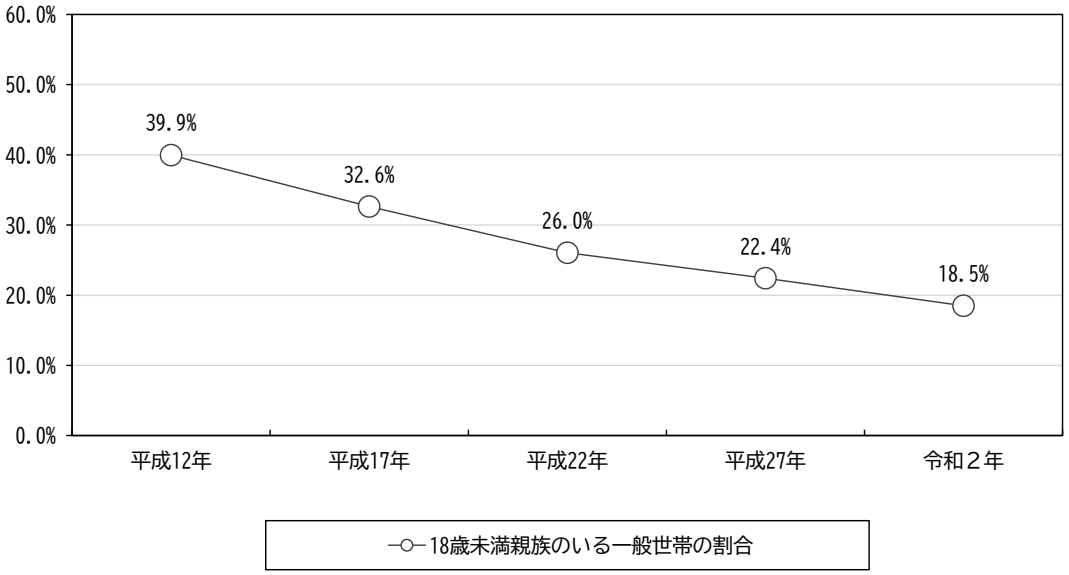

資料：国勢調査

【参考：国、県との比較（令和２年度）】

区分	国	県	川島町
一般世帯に占める 18 歳未満児童がいる世帯の割合	19.3%	20.0%	18.5%

Ⅱ．女性の就労状況

川島町における女性の就業率を年齢別にみると、20 歳代半ばと 50 歳代前後という２つのピークを持ついわゆる「M字カーブ」を描いており、出産・育児を機に一旦離職し、その後、育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを示しています。

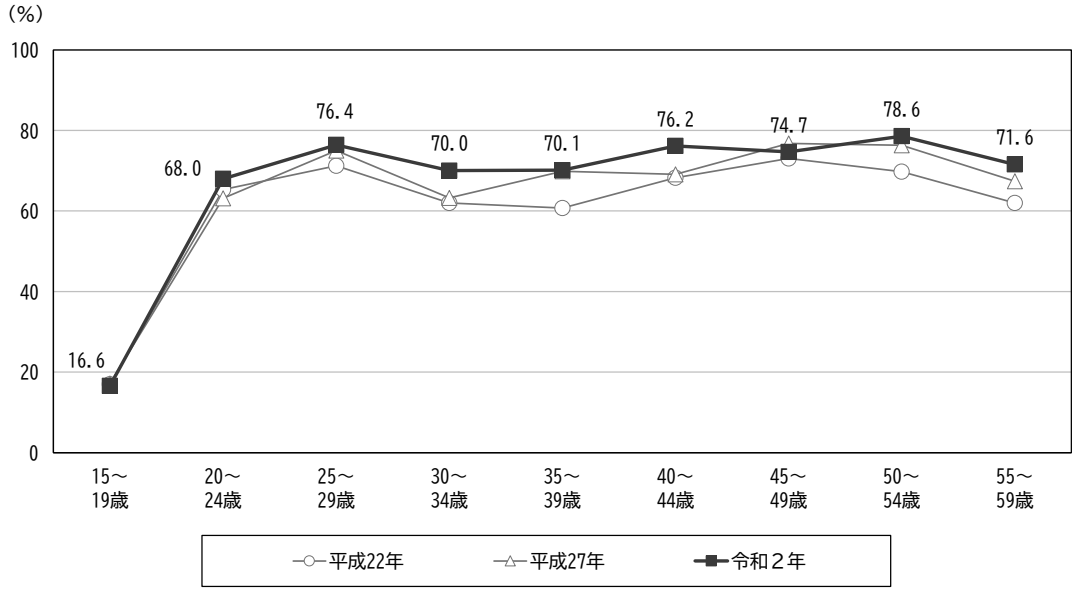

資料：国勢調査

（3）子どもの貧困の状況（全国データのみ）

Ⅰ．子どもの相対的貧困率

全国における子どもの貧困率は、平成 24 年に 16.3%まで上昇しましたが、令和３年においては 11.5%と 4.8 ポイント改善しました。

■ 全国の子どもの相対的貧困率

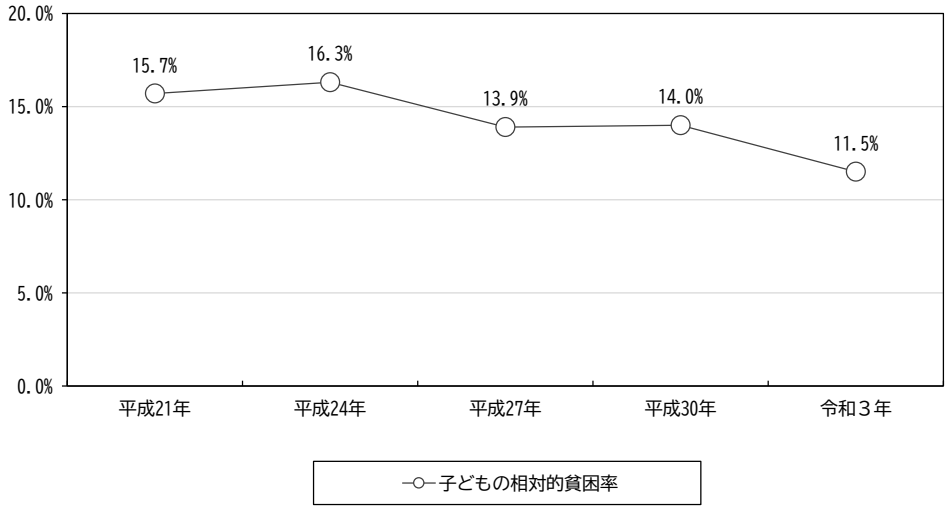

出典：2022（令和４）年国民生活基礎調査（厚生労働省）

Ⅱ．就学援助率の状況

全国における経済的理由により就学困難な状況にあるために就学援助を受けている小・中学生は、平成 30 年以降減少傾向にあります。

また、全体（公立学校児童生徒数）に占める割合においても、平成 30 年以降減少傾向にあります。

■ 全国の就学援助率の状況

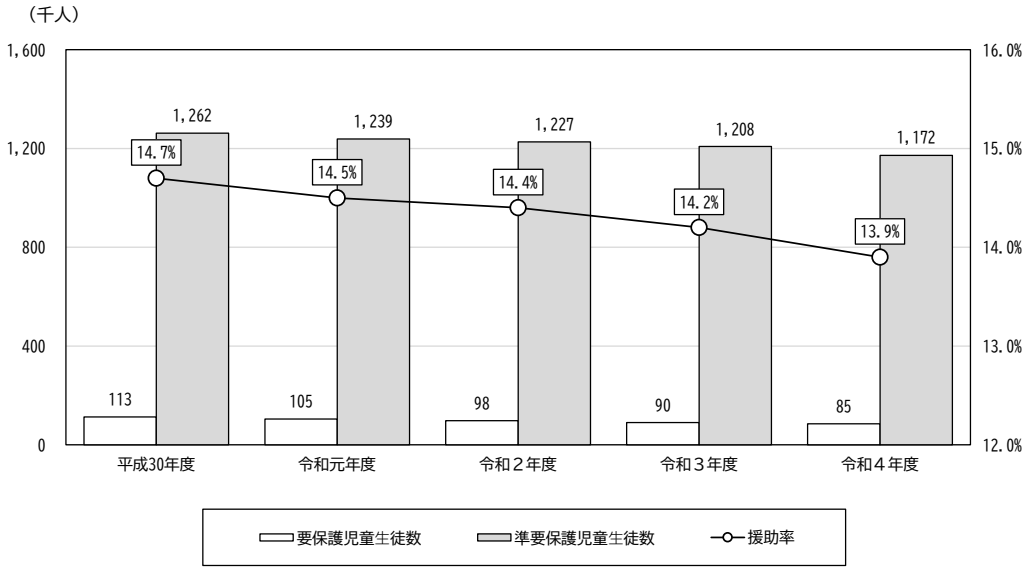

出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

Ⅲ．進学率の状況

全国の高等学校等への進学率を見ると、全世帯が 99.0%、生活保護世帯が 93.7%、児童養護施設が 96.4%、ひとり親家庭が 95.9%となっています。

また、大学等への進学率は、全世帯が 73.0%、生活保護世帯が 39.9%、児童養護施設が 33.0%、ひとり親家庭が 58.5%となっています。

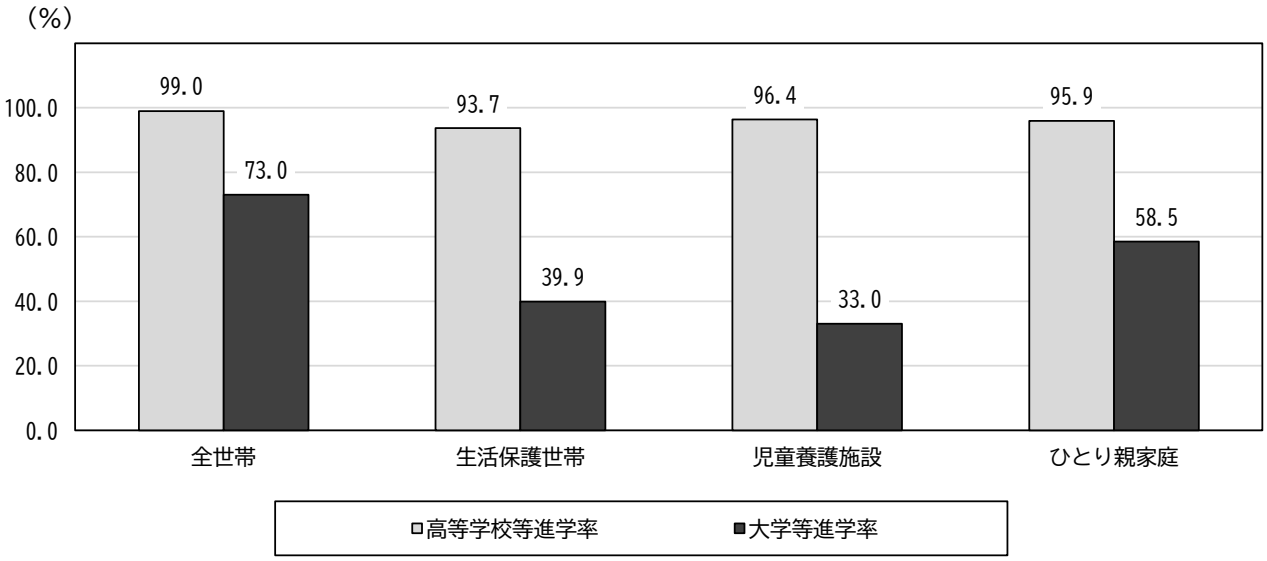

出典：子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況（こども家庭庁）
（全世帯　H30.４．１現在）
（生活保護世帯　R３．４．１現在）
（児童養護施設　R２．５．１現在）
（ひとり親家庭　H28.11．１現在）

第２節　子育て支援サービスの現状

（１）認可保育園園児数の推移

町内の保育園は３園（事業所内保育を含む）で、児童数は変動を繰り返しており、令和５年では 216 人で、近年最も多かった令和２年と比較すると５人減少しています。

■ 保育園利用者数

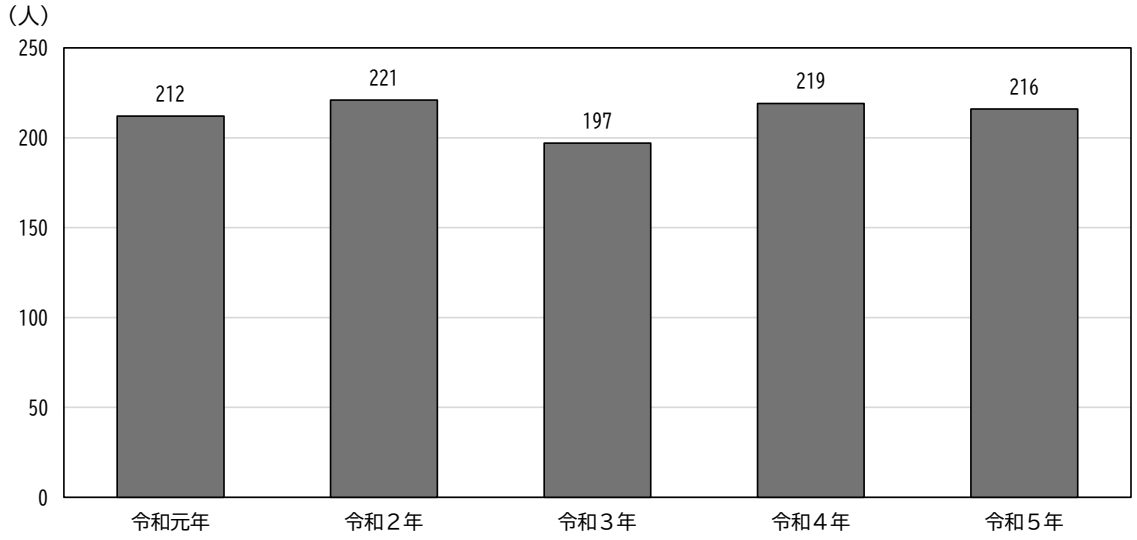

資料：川島町子育て支援課

（２）幼稚園園児数の推移

町内の幼稚園は１園で、児童数は変動を繰り返しており、令和５年では 178 人で、令和元年と比較すると 14 人減少しています。

■ 幼稚園利用者数

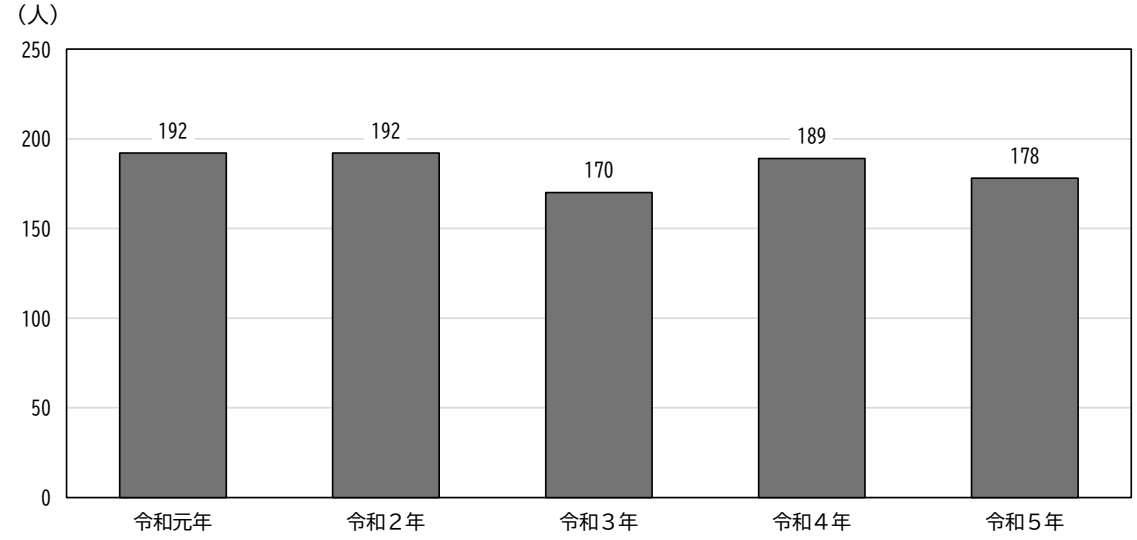

資料：川島町子育て支援課

（３）放課後児童クラブ利用者数の推移

現在、町内には４つの学童クラブがあります。利用者は、令和２年以降増加傾向にありましたが、令和５年の利用者は 217 名と令和４年に比べ 24 名の減少となっています。低学年の利用者が 17 人、高学年の利用者が７人の減少となっています。

■ 放課後児童クラブの利用者数

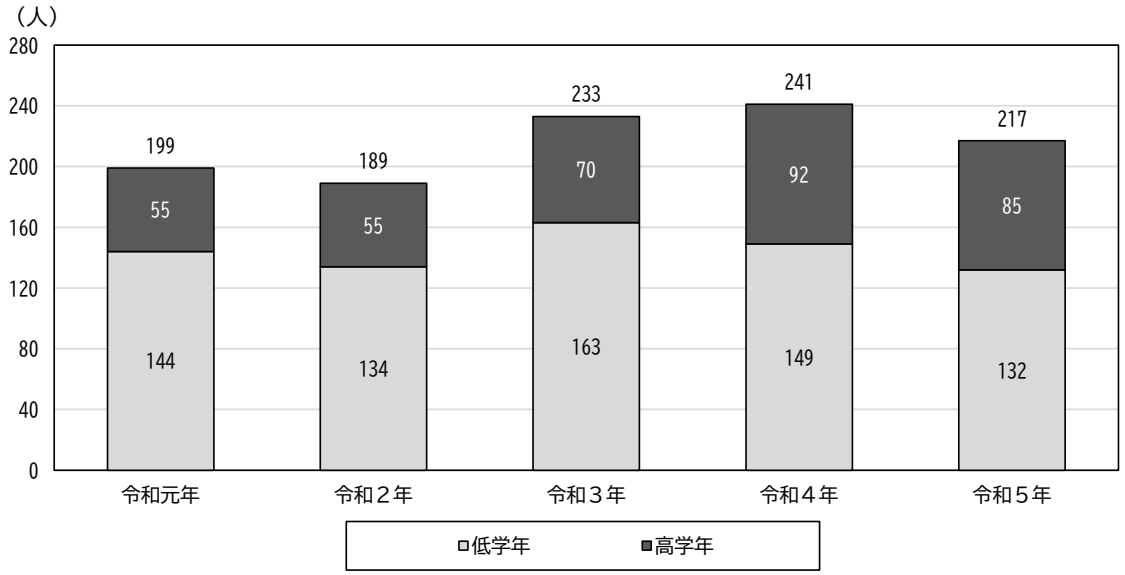

資料：川島町子育て支援課

第３節　ニーズ調査結果からみた子育ての現状

（１）調査の目的

子ども・子育て支援事業計画の策定に必要なデータの把握及び住民の教育・保育等に関する利用意向等のニーズ状況の把握を行うため実施しました。

（２）調査対象者

調査対象	調査対象者数
川島町内に居住する０歳から小学６年生までのお子さんを持つ保護者	943 人

※未就学児童世帯・小学生児童世帯でそれぞれ兄弟姉妹がいる場合は、年長者を対象に調査票を送付しました。

（３）調査方法と調査時期

◆調査方法：川島町内の各施設（保育園、幼稚園、小学校）を利用している対象者については、利用先の施設で、配付・回収、それ以外の対象者については、郵送で配付・回収。

◆調査時期：令和６年２月５日（月）～令和６年２月 20 日（火）

（４）回収結果

種別	対象施設	配付数	回収数	回収率	前回調査時回収率
未就学児童世帯	さくら保育園	89 件	71 件	79.8%	70.3%
	けやき保育園	70 件	44 件	62.9%	71.2%
	とねがわ幼稚園	135 件	117 件	86.7%	89.8%
	郵送	107 件	51 件	47.7%	40.1%
	計	401 件	283 件	70.6%	67.4%

種別	対象施設	配付数	回収数	回収率	前回調査時回収率
小学生児童世帯	中山小学校	172 件	141 件	82.0%	72.8%
	伊草小学校	182 件	164 件	90.1%	87.1%
	つばさ南小学校	82 件	67 件	81.7%	77.8%
	つばさ北小学校	97 件	86 件	88.7%	89.1%
	郵送	9 件	2 件	22.2%	30.0%
	計	542 件	460 件	84.9%	80.1%

	総配付数	総回収数	総回収率	前回調査時回収率
合計	943 件	743 件	78.8%	74.2%

（５）未就学児童世帯調査の主な結果

① 保護者の就労状況

【母親】

母親の現在の就労状況については、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 35.2%と最も高く、次いで「フルタイム（週５日・１日８時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 30.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 22.4%となっています。

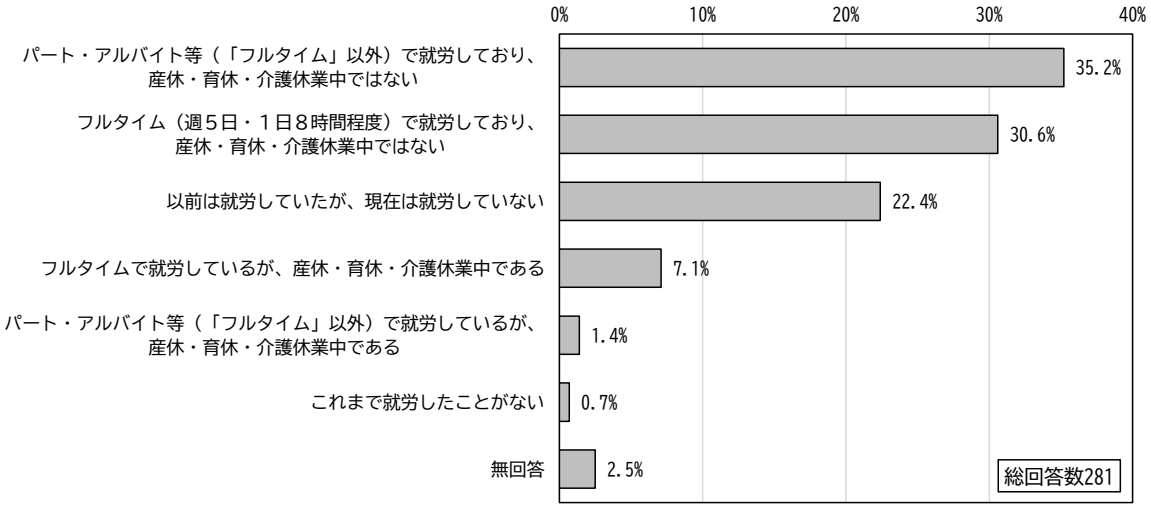

【父親】

父親の現在の就労状況については、「フルタイム（週５日・１日８時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 88.6%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」がともに 0.8%となっています。

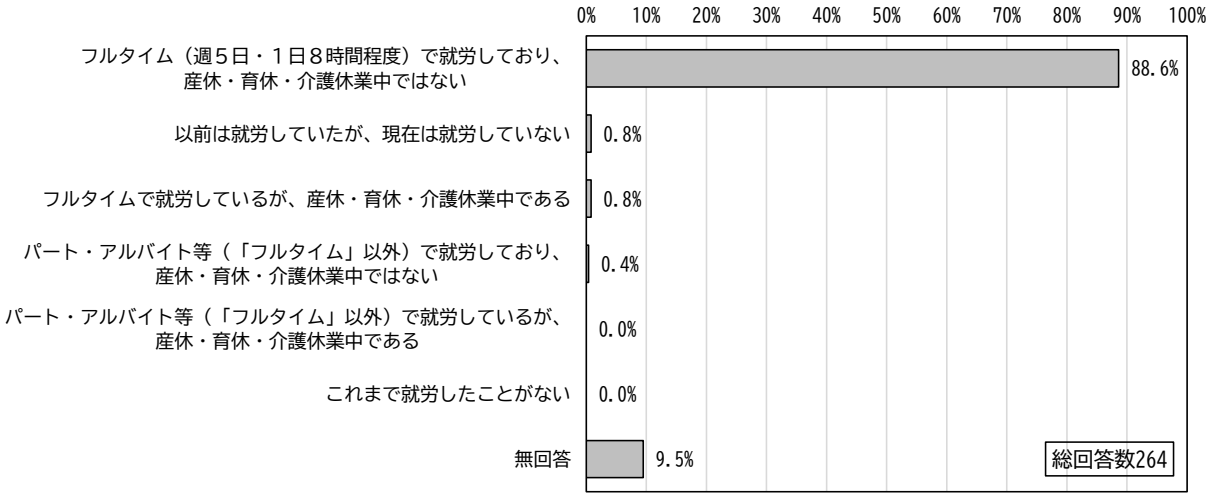

② 現在、教育・保育を定期的に利用している状況

幼稚園や保育園の利用については、「利用している」が 91.5%、「利用していない」が 8.5%となっています。

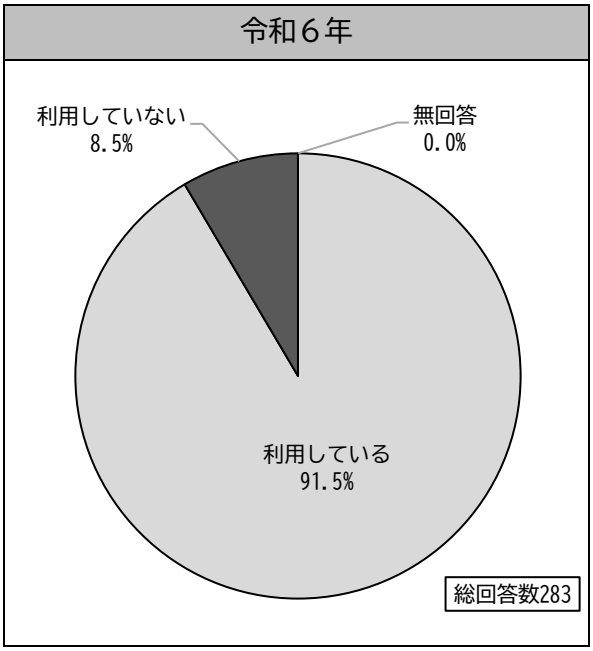

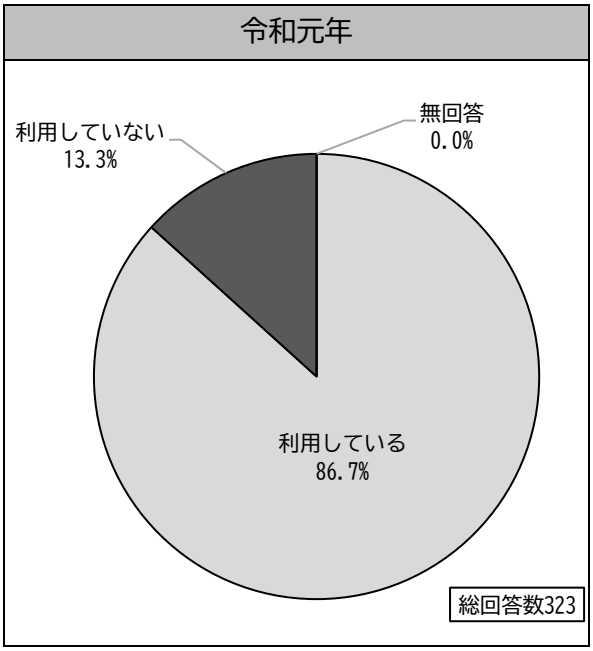

③ 土曜・休日・長期休暇の利用意向

【土曜日の利用意向】

土曜日の保育事業の利用については、「利用希望なし・利用する必要はない」が 68.6%、「月に１～２回は利用したい」が 21.2%、「ほぼ毎週利用したい」が 7.1%となっています。

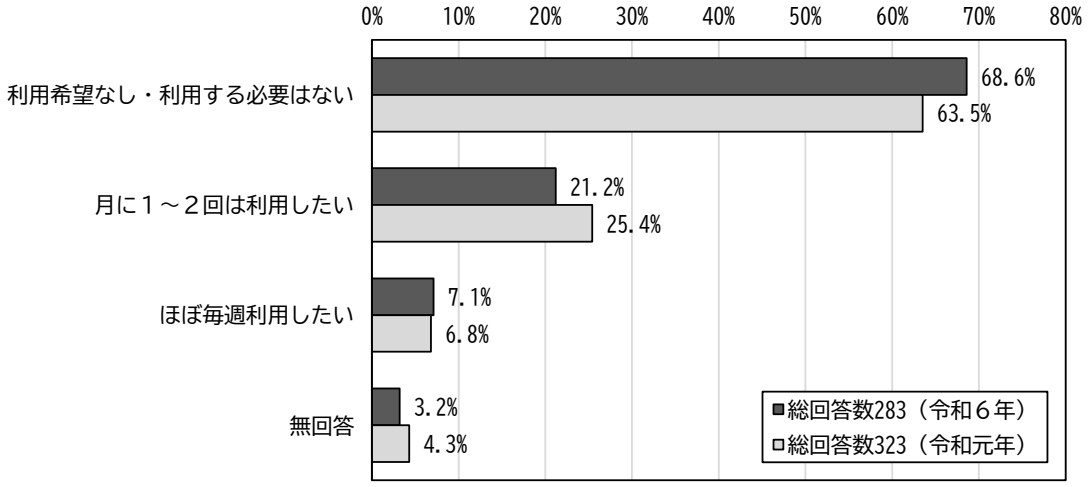

【日曜日・祝日の利用意向】

日曜日・祝日の保育事業の利用については、「利用希望なし・利用する必要はない」が 76.7%、「月に１～２回は利用したい」が 12.7%、「ほぼ毎週利用したい」が 2.8%となっています。

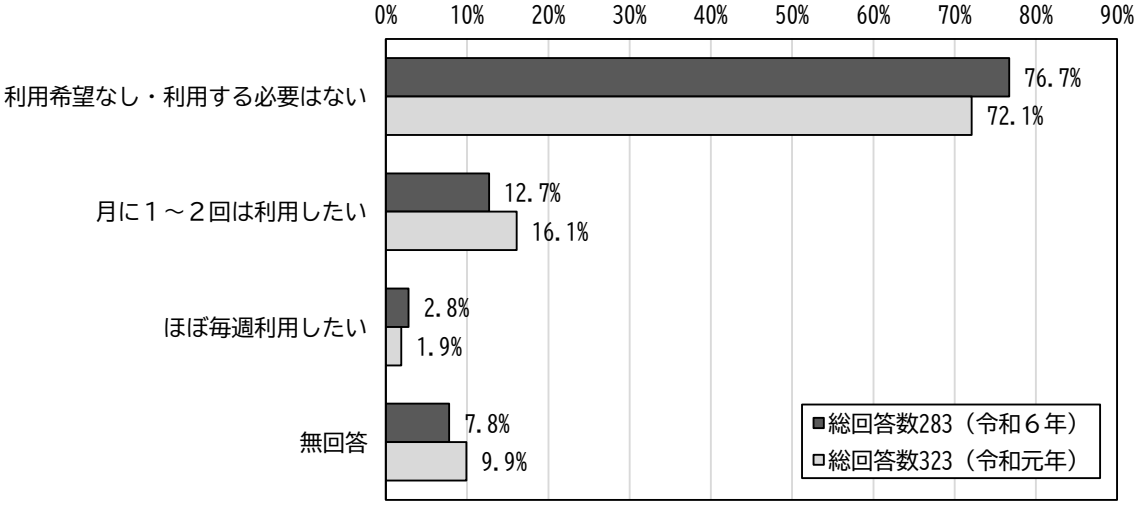

【長期休暇の利用意向（幼稚園利用者）】

長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が 42.1%と最も高く、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」が 33.3%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 23.8%となっています。

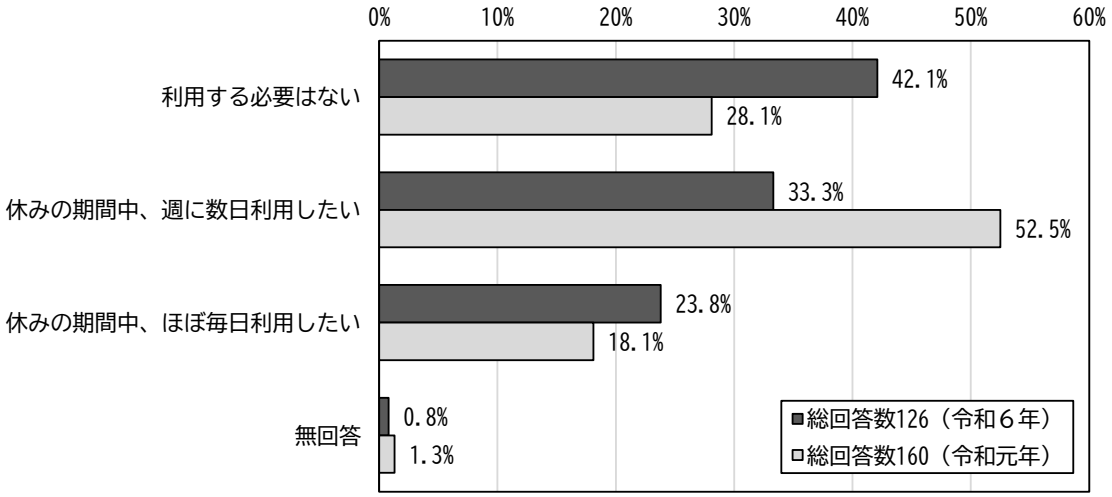

④ 定期的に利用している事業

利用している事業については、「幼稚園」が 48.6%と最も高く、次いで「認可保育所（けやき保育園、さくら保育園）」が 46.7%、「幼稚園の預かり保育」が 15.8%となっています。

今後の利用意向は、「幼稚園」が 53.7%と最も高く、次いで「認可保育園」が 46.6%、「認定こども園」が 32.2%となっています。

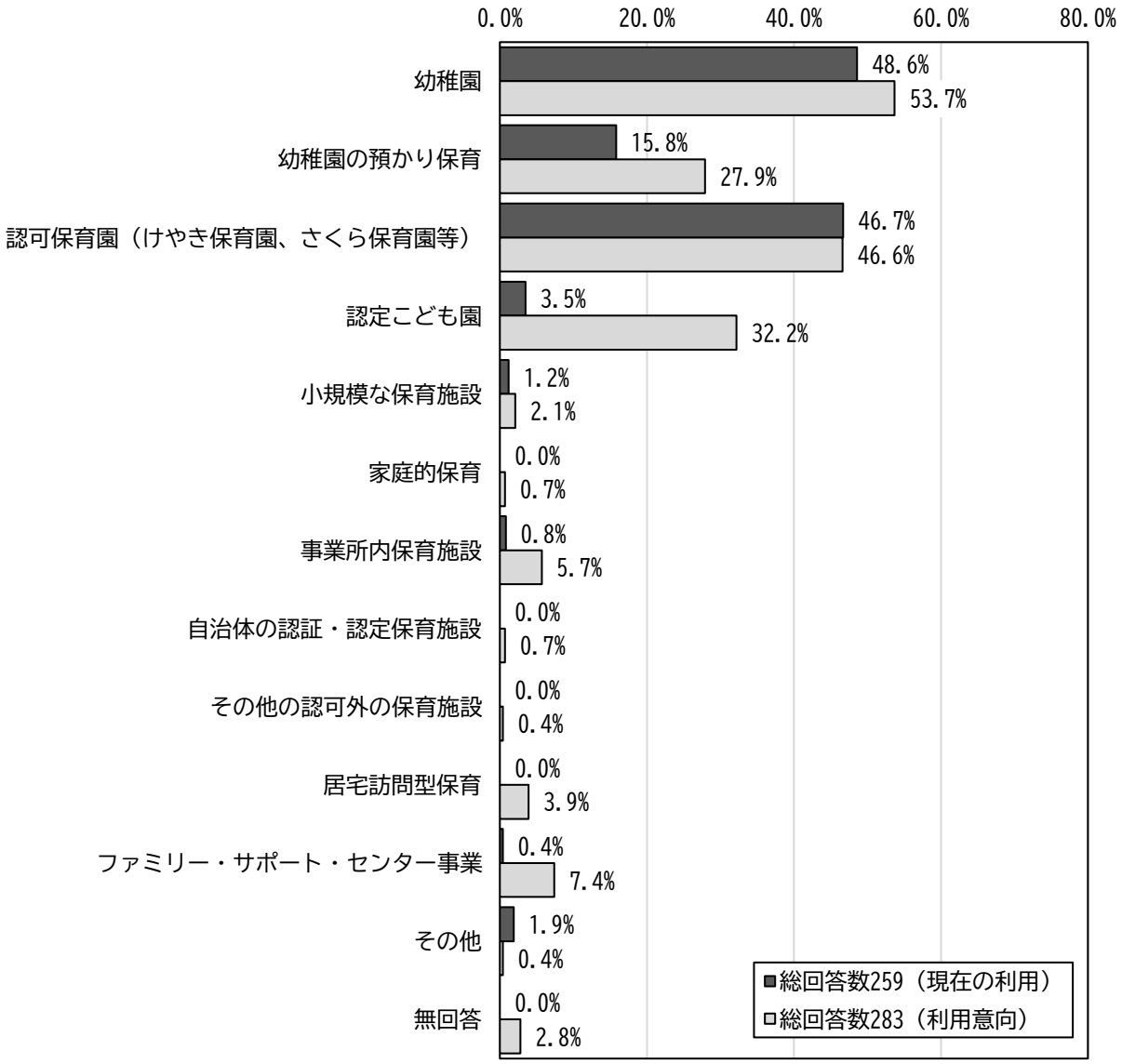

⑤ 子育て支援サービスの認知度について

認知度の高い項目については、「かわみんハウス（川島町子育て支援総合センター）」が 92.2%と最も高く、次いで「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が 88.7%、「小児救急電話相談事業（＃8000）」が 86.2%となっています。

また、認知度の低い項目は、「川島町病児・病後児保育利用料助成事業」の 18.4%となっています。

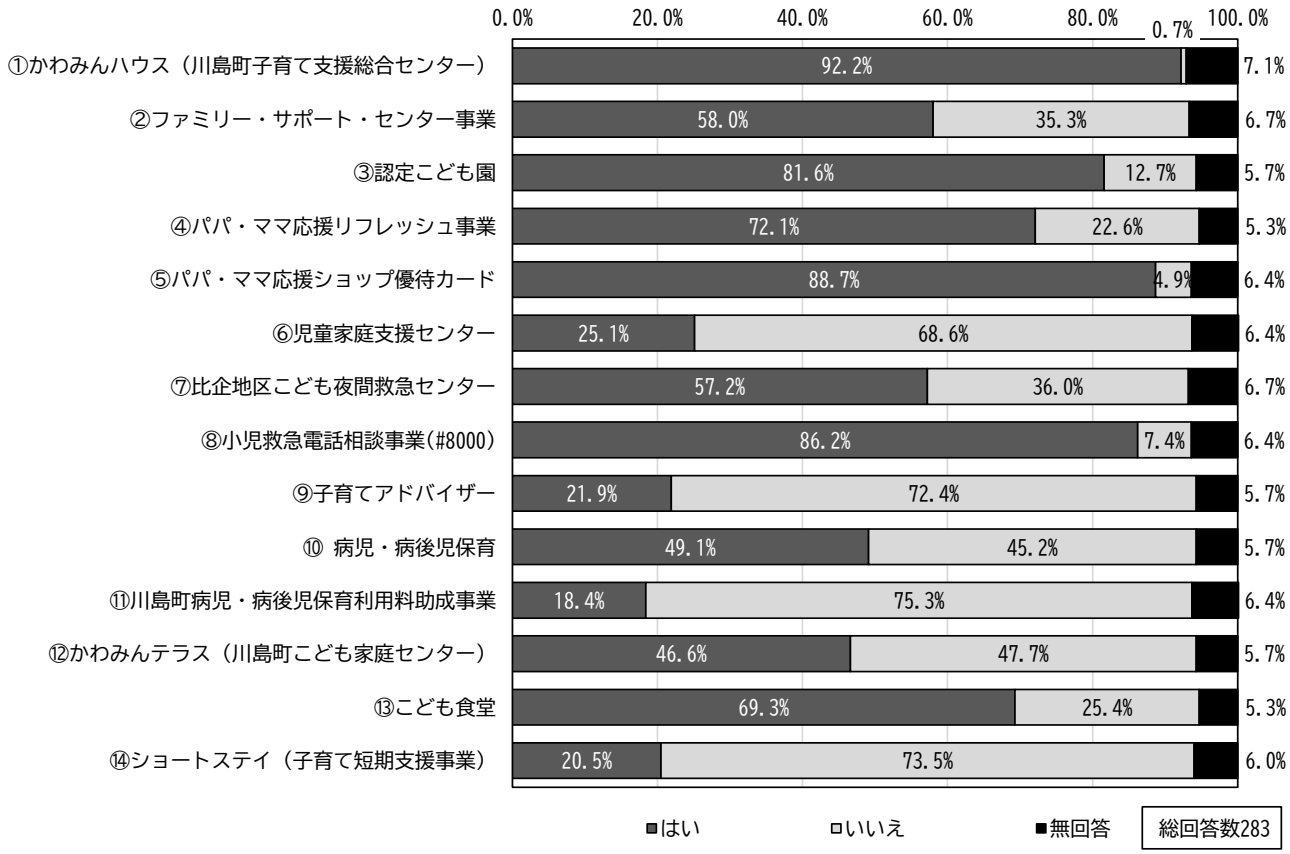

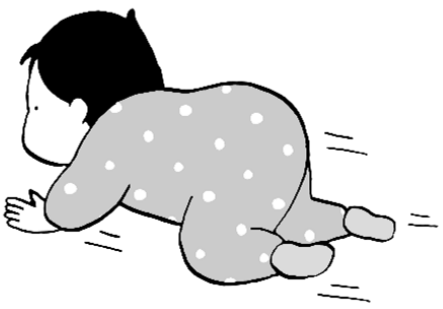

⑥ 川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」について

【利用頻度】

「かわみんハウス」の利用頻度については、「時々利用する」が 42.8%であり、合わせて 46.0%の人が利用しています。また、「利用していない」との回答は 47.3%となっています。

また、「利用しない」と回答した割合が令和元年に比べ令和６年では 8.9 ポイント増加しています。

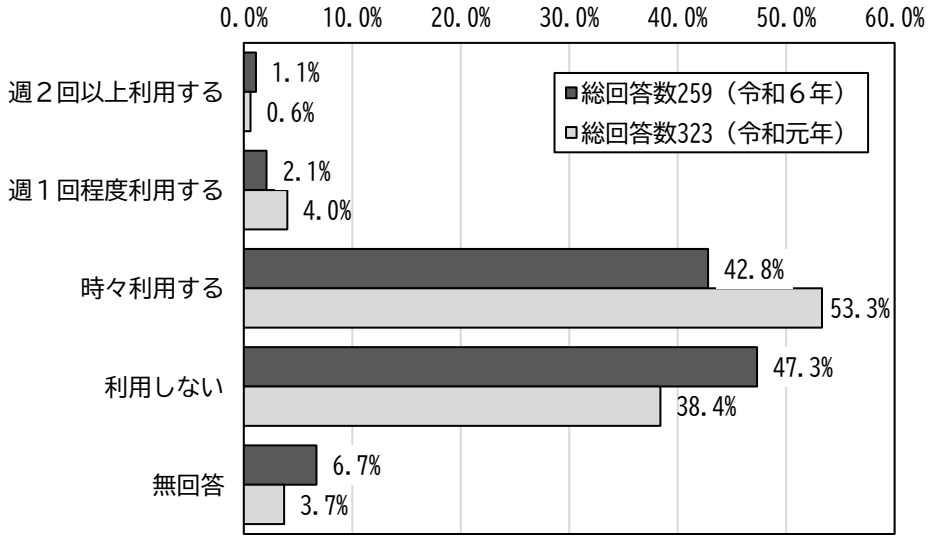

【利用している理由】

「かわみんハウス」を利用している理由については、「雰囲気が良いから」が 43.1%と最も高く、次いで「自宅に近いから」が 37.7%、「施設が魅力的だから」が 31.5%となっています。

また、「雰囲気がいいから」と回答した割合が令和元年に比べ令和６年では 13.2 ポイント増加しています。

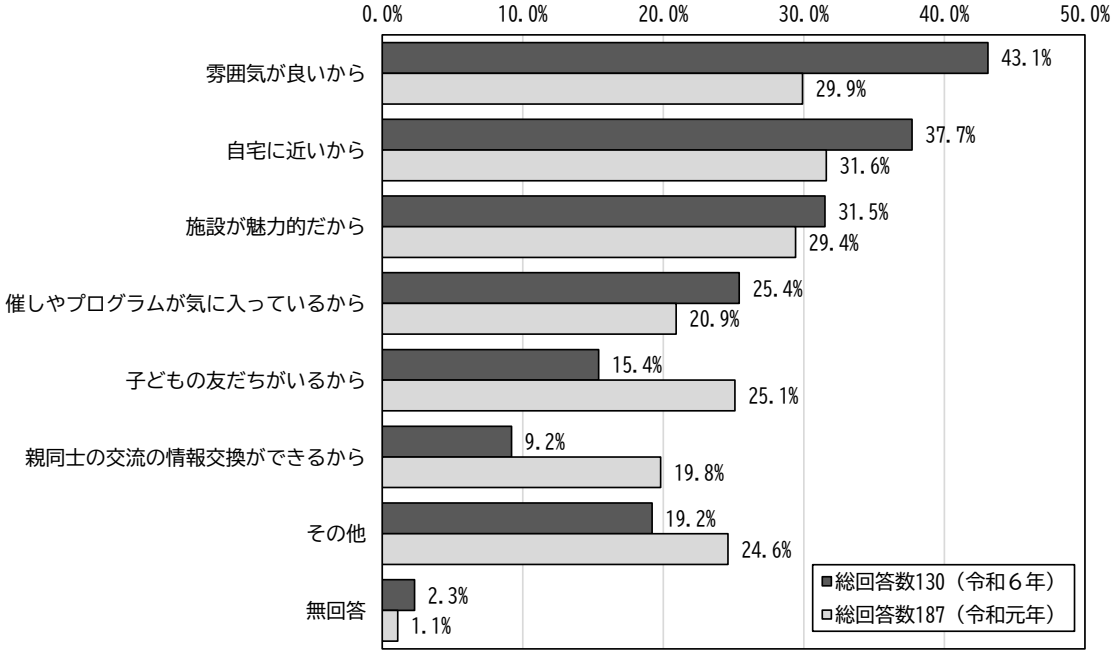

（６）小学生児童世帯調査の主な結果

① 保護者の就労状況

【母親】

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 43.3%と最も高く、次いで「フルタイム（週５日・１日８時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 36.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 15.9%となっています。

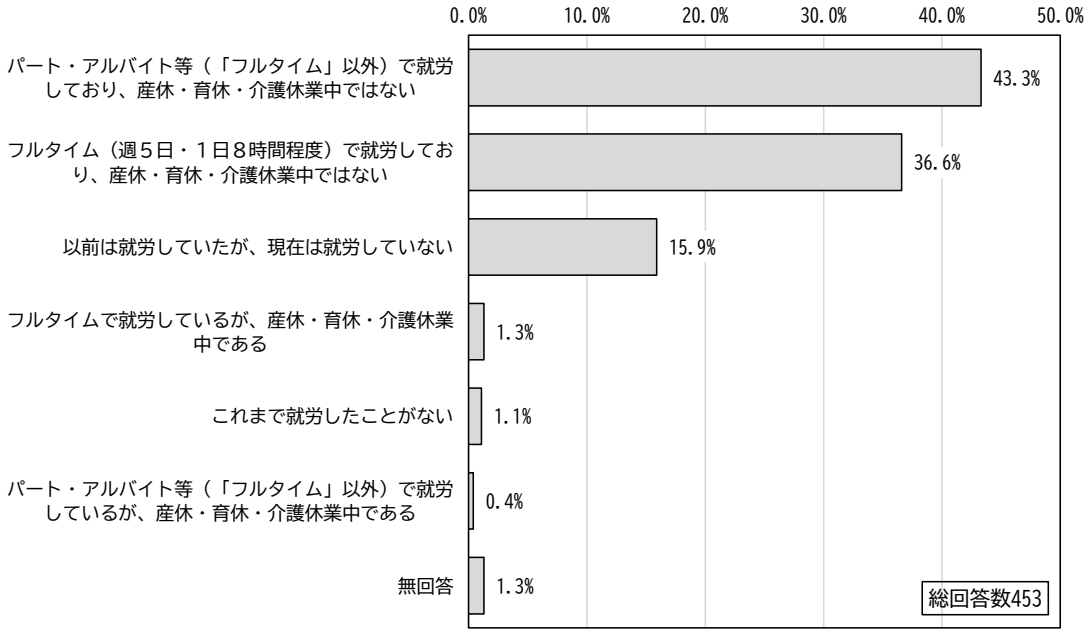

【父親】

「フルタイム（週５日・１日８時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 88.9%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 1.2%となっています。

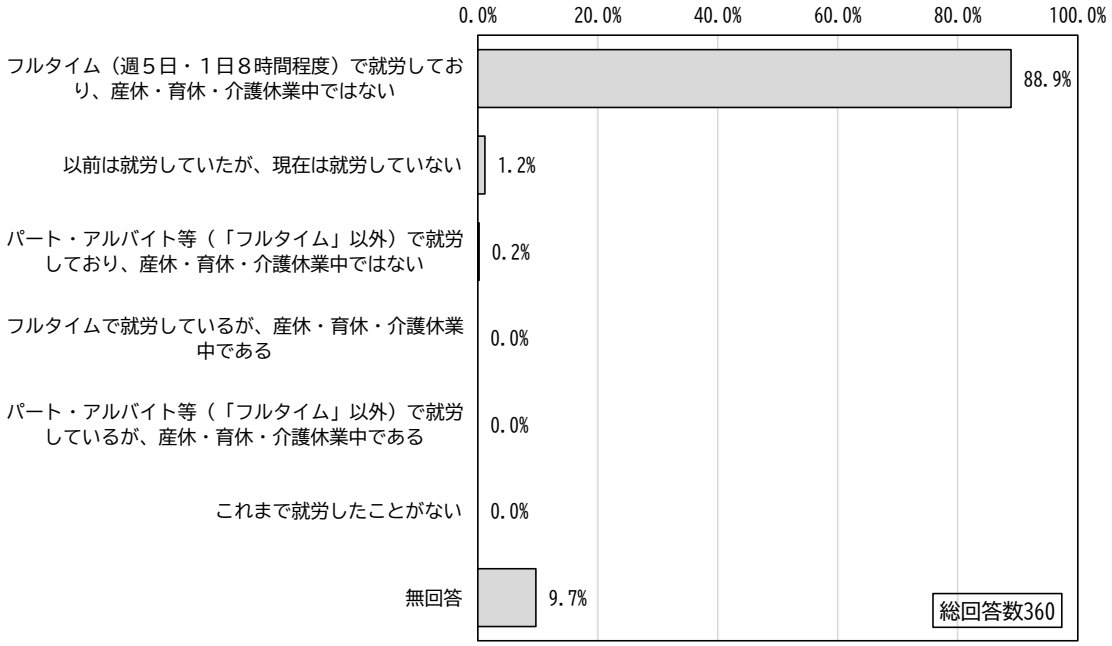

② 放課後の過ごし方

【今後の利用意向】

放課後の過ごし方については、「サッカークラブ等のクラブ活動や習い事をさせたい」が 31.7%と最も高く、次いで「放課後児童クラブを利用したい」が 27.5%、「利用を希望するサービス、クラブ活動や習い事は特にない」が 21.0%となっています。

放課後児童クラブを利用したい方の利用希望学年は、「６年生まで」が 79.4%と最も高くなっています。

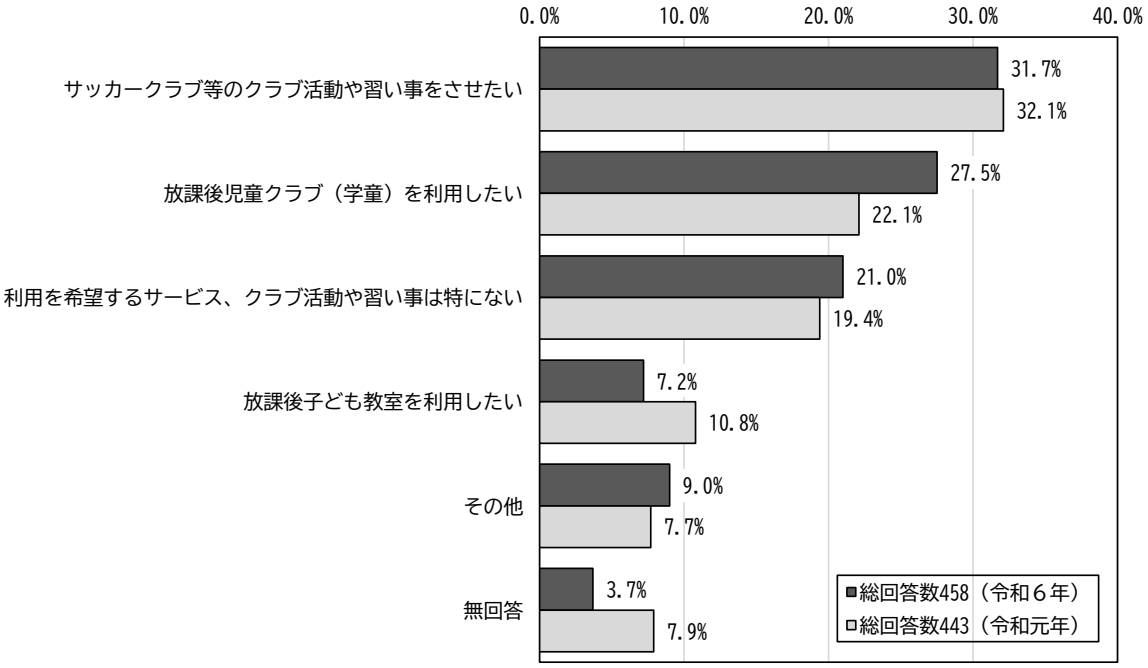

【放課後児童クラブを利用したい学年】

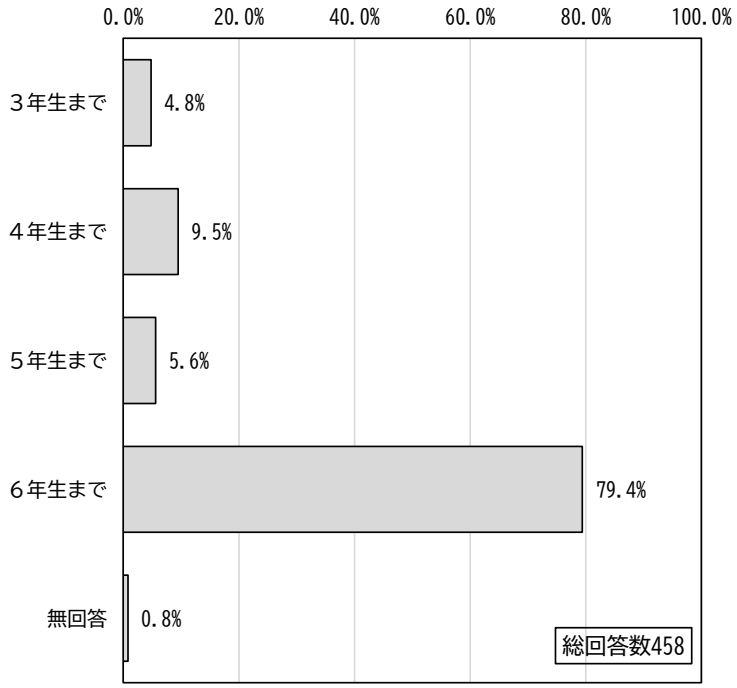

③ 放課後児童クラブの利用について

【利用日数、土・日の利用意向】

放課後児童クラブを利用している日数については、１週当たり、「５日」が 75.7%と最も高く、次いで「４日」が 11.5%となっています。

また、土曜日の利用については、「ない」が 87.8%、「ある」が 5.4%となっています。

【利用日数】

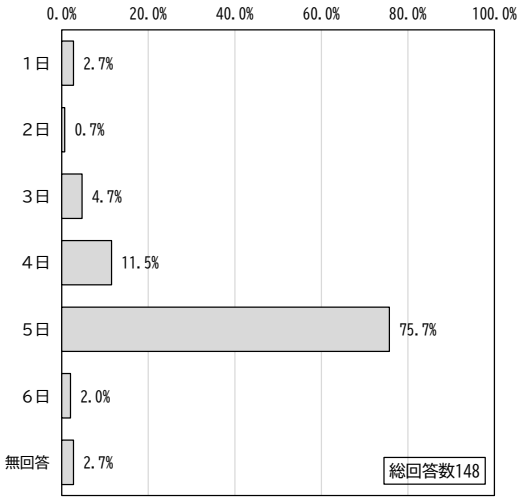

【土曜日の利用】

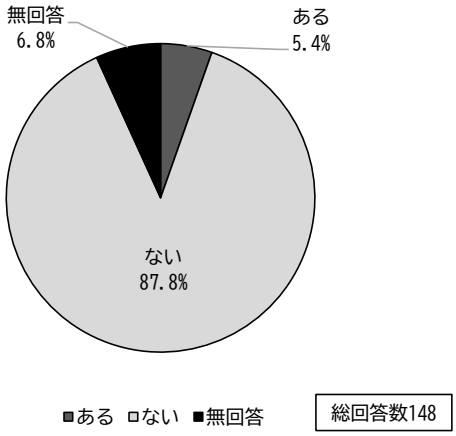

④ 放課後子ども教室について

放課後子ども教室の利用意向については、「意向がない」が 55.7%、「意向がある」が 29.7%となっています。

令和６年

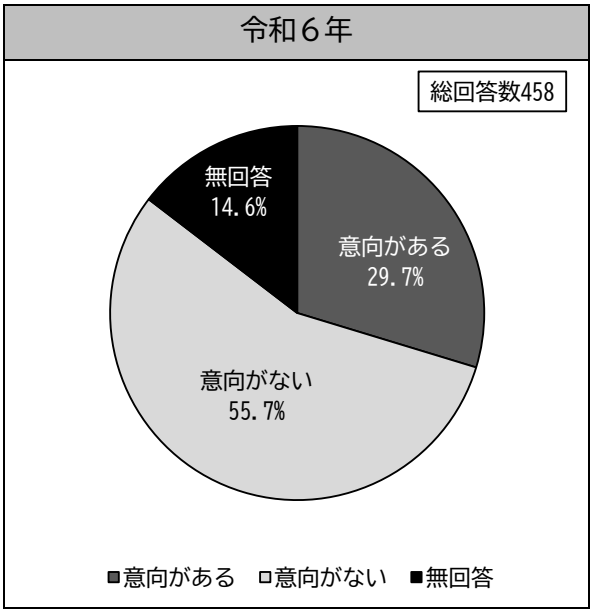

令和元年

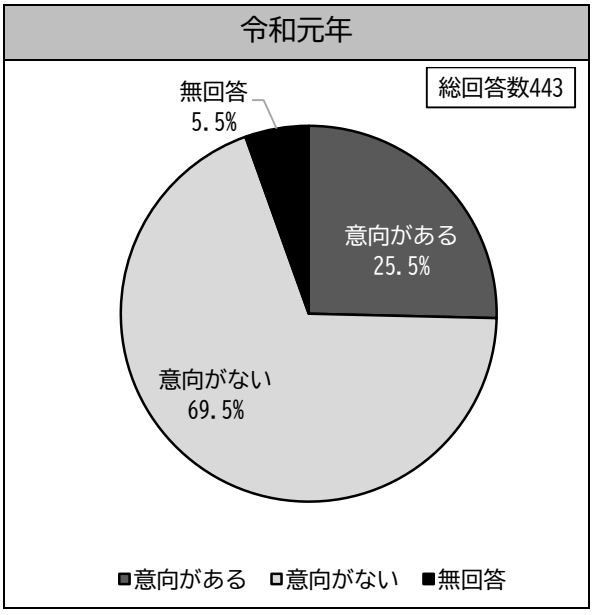

第４節　かわじま子育て応援プラン（第２期）の実施状況

令和２年３月に策定した「第２期　川島町子ども・子育て支援事業計画」において、国から定量的目標事業量の設定が求められていた項目の進捗状況は以下のとおりです。

事業名		単位	R５年度 実績値	第２期計画の数値	
				R６年度 量の見込	R６年度 確保の方策
教育・保育事業	幼稚園・認定こども園 （１号及び２号認定、３～５歳児）	人	178	178	305
	保育園（所）など （２号認定、３～５歳）	人	126	100	152
	保育園（所）など （３号認定、０歳）	人	18	14	14
	保育園（所）など （３号認定、１、２歳）	人	72	99	99
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	か所	2	2	2
	地域子育て支援拠点事業	延人	11,747	8,318	10,000
	妊婦健康診査	人	74	65	65
	乳幼児家庭全戸訪問事業	人	46	65	65
	養育支援訪問事業	人	5	10	10
	子育て短期支援事業	延人	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター事業	延人	366	160	160
	一時預かり事業	延人	5,702	5,823	8,000
	時間外事業	人	20	38	38
	病児・病後児保育事業	延人	0	37	200
	放課後児童健全育成事業	人	220	180	220

第3章　計画の基本的な考え方

第１節　基本理念

第２期計画では、「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」を基本理念として掲げて計画を推進してきました。

第３期計画においても未来を担う子どもたちの最善の利益が実現するよう、本町の子どもたちと子育てをする保護者を、地域全体で応援することを目標とし、行政だけでなく、住民・地域・事業所など地域のすべての方々の連携・協働により、安心して子育てできるまちづくりを進めていくために「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」を基本理念とし、川島町民憲章の一つである「かわじまの宝だ伸ばせ子供たち」や、第６次川島町総合振興計画の戦略目標である、まもる「未来に続く安全・安心な暮らしを守る」、つなぐ「未来に向けて人と人をつなぐ」、そだてる「未来へはばたく人材をそだてる」の３つの戦略目標を勘案して計画を策定します。

【基本理念】

子どもの未来を地域で支えるまちづくり

トピックス　川島町民憲章とは

『川島町民憲章』とは昭和 29 年に川島領と呼ばれる中山・伊草・三保谷・出丸・八ッ保・小見野の６か村の合併により川島村が誕生し、昭和 59 年に合併 30 周年を記念して、郷土を愛し誇りある明るいまちづくりの道しるべとなるものを文章で表現したものです。以下川島町民憲章となります。

わたくしたちのかわじまは　古く成り立ちのとき以来　住民の結束により発展してきました
わたくしたちは　このかわじままちをこよなく愛し　教養を高め　スポーツに親しみ　いっそう住みよいまちにするためここに町民憲章を定めます

１　かわじまを守る堤は　心のきずな
１　かわじまを生かす　きれいで豊かな自然
１　かわじまを築く力は　働くこの手
１　かわじまの伝統受け継ぎ　創ろう文化
１　かわじまの宝だ　伸ばせ子供たち

第２節　基本目標

基本理念を実現するために、次の４つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

基本目標１　地域における子育ての支援

核家族化が進み、地域の「つながり」や「かかわり」が薄れていくなかで、「身近に相談できる相手がいない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。

子育て家庭同士の交流の場の提供や、子育てを地域で支えるネットワークづくりなど、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指すとともに、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図ります。

特に、近年社会問題となっている子どもの貧困に対しては、町のさまざまな事業と連携し、子どもたちの将来に貧困が連鎖しないよう、総合的な支援を行います。

基本目標２　保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親などの育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実が必要です。

母子について、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて健康が確保されるよう母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

また、近年の核家族化や都市化の進展による親の育児不安や子育てに伴う負担感の軽減、安全で快適な出産に関する相談体制の充実を図ります。

基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの自主性及び豊かな心の育成や、健やかな身体の育成は、子どもが主体的にかかわる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

基本目標４　子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備

公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、地域の居住環境の整備を進めていきます。

第３節　施策の体系

基本理念を踏まえるとともに、第２期川島町子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、設定した基本目標と基本施策を体系図で示しました。また、第４章以降にこれらの施策に基づく展開を掲載します。

第4章　個別施策の展開

基本目標 1　地域における子育ての支援

（１）地域における子育て支援サービスの充実

地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指すとともに、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図ります。また、子育て情報や子育て支援サービスについて、総合的でわかりやすい情報提供を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
家庭的保育事業	子育て支援課	家庭的保育者の居宅などにおいて保育を行う事業です。現在町内には家庭保育室を行っている事業者はいませんが、保育を希望する場合には他市町村にある家庭保育室の情報提供と町民が利用した家庭保育室に対し、委託費を支払います。
特定保育事業	子育て支援課	保護者がパートタイムで働いているなどの理由で、家庭での保育が一時的に困難である場合など、保育園入所の対象にならない児童を、週２、３日間、午前中のみ、午後のみといった柔軟な時間で保育を行う事業です。現在は、保育園での一時預かり事業で対応しています。今後、こども誰でも通園制度を実施します。
相談及び情報提供体制の充実	子育て支援課	妊娠期から子育て期まで、切れ目のない総合相談窓口として「こども家庭センター（かわみんテラス）」を設置し、さまざまな悩み、相談に対応しています。また、町のホームページ上に「子育て応援かわじま」を開設し、子育ての情報を提供しています。今後、さらに内容の充実を図ります。

（２）保育サービスの充実

保育所等による保育サービスの質の向上を図るため、事業実施の場と保育士等の確保に努め、保育所以外の多様な主体による支援サービスが提供されるような環境づくりを推進します。また、子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正・適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法について検討します。

実施施策	所管課	概要・方向性
保育サービスの充実	子育て支援課	大きく４つの方向性を検討していきます。 ①通常保育の定員の弾力化を図り、待機児童が発生しないようにします。認定こども園の預かり保育や町外の家庭保育室などを活用していきます。 ②こども誰でも通園制度・一時保育室などにより多様なニーズに対応します。 ③保育の質の向上を図り、保育士の専門性を高めるよう努めます。 ④利用者が必要とする町内外の保育サービスの情報を提供します。障がい児と健常児を一緒に保育する統合保育を実施します。

（３）子育て支援のネットワークづくり

育児ストレス発散の場の創出と、情報交換できる仲間づくり、気軽に相談できる環境づくりを進め、子育ての孤立化、育児不安の解消を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
子育て支援サービスのネットワークの形成	子育て支援課	子育て支援ネットワークの構築を図り、子育て家庭からの相談にすぐ応じられる情報を収集し、提供できる体制をめざします。子育て支援センターにおいて、子育てサークル作りなどの助言・支援を行います。

（４）児童の健全育成

各家庭の状況や児童の要望に応じ、安全で安心な居場所の確保と、活動の質の充実を図りながら、活動の場の選択肢を増やし、子育ての支援を行います。

また、地域との連携を取りながら、人生経験の豊かな高齢者の協力を得るなど、子どもたちの健全育成を推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
児童の健全育成	子育て支援課 生涯学習課	地域において子どもが遊び、学習、体験活動、地域住民との交流活動ができる居場所づくりとして、地域活動センター等を活用します。また、地域における児童の健全育成や虐待防止の取り組みなど、子どもと子育て家庭への支援を行います。
地域子ども教室	生涯学習課	地域全体で地域の子どもたちを育てていくという考えのもと、世代間交流や学年を越えた異年齢との活動の中で川島町の自然・文化・人の素晴らしさを、新たな視点で再発見し、心豊かに、たくましく、自信を持って生きることのできる子どもを育むことを目的として、年間 10 回程度のさまざまな体験活動を実施します。
子育て支援における世代間交流	子育て支援課	保育園・認定こども園・子育て支援センターでの子育て支援事業に高齢者などの参加を推進します。
地域学校協働活動	生涯学習課	旧小学校の校舎等を活用して子どもと大人、及び子ども同士の交流の場、地域の教育の場となるよう取り組みます。

（５）ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯が増加し、ライフスタイルが多様化するなかで、子育てと仕事の両立を実現するため、事業者や町民一人ひとりがその重要性を理解し、柔軟な働き方を選択できるよう普及啓発を行います。

実施施策	所管課	概要・方向性
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	子育て支援課 総務課	ワーク・ライフ・バランスや子育て支援に対する町民の認識を高めるよう啓発します。子育てを楽しみ、一層子育てに参加するよう意識を高めるため、普及啓発します。すべての子育て家庭が安心して子育てできる社会を目指し、地域社会全体で支えあう住民意識を高めるよう推進します。また、男女が共に家庭内における役割を分担するよう意識啓発を行います。
	農政産業課 総務課	労働者、事業主、地域住民などの意識改革や、事業主への社内規定見直しを進めるための広報、情報提供などの施策を連携し実施します。労働者、企業の慣行や意識を変えるよう働きかけ、各企業のワーク・ライフ・バランス向上への取り組みは進んできていますが、企業間での取り組み状況の差の解消に努めます。
仕事と子育ての両立のための基盤整備	子育て支援課	保育サービスの充実、未整備の事業への取り組みを検討し、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

（６）児童虐待防止対策の充実

発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・支援等に至るまで、関係機関・地域団体の幅広い参加による横断的な施策の取り組みを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
関係機関との連携	子育て支援課 教育総務課	児童虐待は、早期発見、早期対応が極めて重要なことから、児童虐待に対応するため、福祉・保健・医療・児童相談所・教育・警察などの関係機関との連携を図り、子どもが安心して育っていける環境を整備します。児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、町及び児童相談所へ通報するよう周知するとともに、虐待を受けた子どもが一刻も早く回復できるような体制を整備します。また、要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、関係機関と情報を共有し連携を密に図ります。
発生予防、早期発見、早期対応	子育て支援課	保育園・認定こども園・学校等と連携し、虐待発見時の的確な対応ができる体制を整えるとともに、早急に児童相談所へ通報をします。子育て家庭が相談、交流できる「地域子育て支援拠点」の機能を充実させ、子育てに悩む保護者が孤立しないよう支援します。乳児家庭全戸訪問事業により、虐待のリスクのある家庭や支援の必要な家庭の把握に努め、相談や訪問などの支援を実施します。乳幼児健康診査の未受診児の状況を把握し、適切な支援を行います。子どもの発達に関する知識を提供し、それぞれの子どもにあった子育てができるよう支援します。妊娠中から支援が必要な妊婦を把握し、相談や訪問など適切な支援を行います。

（７）ひとり親家庭などの自立支援の推進

関係機関との連携を図りながら、経済的自立を支援するために、職業訓練、就労促進のための情報提供、さらに親子の精神的負担の軽減を図るための相談体制の充実を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
ひとり親家庭などの自立支援の推進	子育て支援課	母子及び寡婦福祉法や、母子家庭の母の就業に関する特別措置法の規定を踏まえ、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度、保育園への優先入園など、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。

（８）障がい児施策の充実

「ノーマライゼーション※」の理念のもとに、障がいのある子どもたちに対する理解を促進し、健やかな成長のために、社会全体で障がい児やその家庭の生活を支援し、温かく見守る環境づくりを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
障がい児教育の充実	教育総務課	障がいのある児童・生徒が、将来積極的に社会参加していけるように、障がいのない児童・生徒と活動をともにする交流教育の充実を図ります。また、小学校、中学校にとどまらず、私立幼稚園、特別支援学校などとの連携や交流を図るとともに、高齢者などとの交流の機会を設けます。さらにＬＤ（学習障害）や、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）などの児童・生徒は、専門医や専門機関との連携や指導を受けることができるような相談体制を確立します。
乳幼児健康診査の推進・障がい児施策の連携	子育て支援課	保育園や認定こども園など関係機関との課題の共有化や、支援の統一が図れるよう障がい児支援のネットワークを確立します。障がいを早期に発見し、適切な支援を行うために、乳幼児健康診査の充実と従事専門職のスキルアップを図ります。各々に適した支援を行うための「発達相談」及び保護者の不安解消や子どもの発達を促すことなどを目的とした「発達支援教室」の充実に努めます。

※ ノーマライゼーション：本来は「正常化」等を意味する言葉で、障がい者や高齢者など全ての人が、社会の一員として同等であり、当たり前の生活が送れる社会にすること。

（９）子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

子どもの育つ力を育み、子どもたちが将来に希望が持てるよう、子どもの成長や家庭状況に応じた支援を図るとともに、子どもの貧困に関する調査・把握に努め、有効な施策の充実に役立てていきます。

実施施策	所管課	概要・方向性
生活困窮者の総合相談	健康福祉課	川島町福祉まるごと総合支援事業（重層的支援体制整備事業）を実施し、「ふくし総合相談窓口」を設置する。役場窓口に相談に来た方に対しては、状況の聞き取りを行い、総合相談窓口や県のアスポート相談支援センターの支援員とも連携し、対応にあたる。
ひとり親家庭などの自立支援の推進【再掲】	子育て支援課	母子及び寡婦福祉法や、母子家庭の母の就業に関する特別措置法の規定を踏まえ、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度、保育園への優先入園など、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。

基本目標２　保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

（１）子どもや母親の健康の確保

人材を確保し、専門職（保健師、助産師、栄養士、心理士等）による個々に応じたきめ細かい相談・指導体制を強化し、受診率の向上と各事業のさらなる内容の充実を図り、育児不安の解消と母子の健康の確保に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
乳幼児健康診査、新生児訪問などの充実	子育て支援課	出産後、子育ての不安解消や健やかな子どもの成長を支援するために、新生児訪問・産後ケア事業などの充実を図ります。また、相談しやすい対応やスクリーニング※精度を上げるため、スキルアップ研修などに参加し、専門職の質の向上を図ります。
乳幼児健康診査時の相談指導の実施	子育て支援課	乳幼児健康診査でのスクリーニング体制や相談指導体制の充実のために、小児科医の配置及び専門職のマンパワーの充実を図るとともに、乳幼児健康診査の高い受診率の維持に努めます。さらに、健康診査後の個別支援の充実を図ります。
出産・育児などに関する教育・相談の充実	子育て支援課	安心して子どもを産み育てるために「マタニティ学級」、「乳幼児相談」など相談・教育体制の充実を図ります。出産にリスクを持つ妊婦の早期把握のために、母子健康手帳交付時に、母体の状況などの聴取、把握に努め、相談や訪問など、適切な支援を行います。
妊娠期からの継続した支援体制の整備	子育て支援課	母子健康手帳交付時・妊婦訪問での面談時に妊婦から身体状況や精神状況を把握し、支援が必要な妊婦に対して個別相談などを行い、妊娠期からの子育て支援体制の充実に努めます。
子育て支援医療費の支給	子育て支援課	子どもが必要とする医療を容易に受けられるように、子どもの医療費の一部を支給する事業です。通院、入院とも 18 歳の年度末までの医療費の自己負担分を支給します。また、県内ほとんどの医療機関において「窓口払い不要」を実施します。

※ スクリーニング：「審査」「選考」「ふるい分け」といった意味で用いられる表現。特定の条件等などに照らして、複数の対象の中から条件に合う対象をみつける、という動作を指す。

（２）「食育」の推進

発達段階に応じた講座等を開催し、相談・指導を充実させるとともに、体験活動を通して食の大切さについての理解を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
乳幼児の食育の推進	子育て支援課	乳幼児健康診査で栄養士による指導を行うとともに適切な食事の大切さを周知し、保護者などの食に対する意識・関心を高めます。食事に関する悩みや不安などに対して相談に乗りながら、望ましい食習慣の定着を図ります。 また、公立保育園では食育講座を実施します。
児童生徒の食育の推進	教育総務課	食の大切さや生活リズムの適正化など、子どもだけでなく、保護者など家族全体へもアプローチし、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を推進します。 また、公立小学校では農業体験等を実施します。
「食育」の推進	健康福祉課 農政産業課 子育て支援課 教育総務課	児童・生徒が食生活を正しく理解し、望ましい食習慣を身に付けるよう、食に関する指導を充実します。また、家庭と連携し、「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。また、朝食を食べない子どもの割合は少ない状況ですが、引き続き減少を推進します。保護者に対しては、給食試食会や給食だよりなどを通じて、食に対する意識の啓発を図ります。さらに、町内産や県産の農産物を学校給食・公立保育園に多く取り入れることにより、地元農業や食への関心や理解を深めるよう努めるとともに、食材の使い切りメニューの提供を実施します。

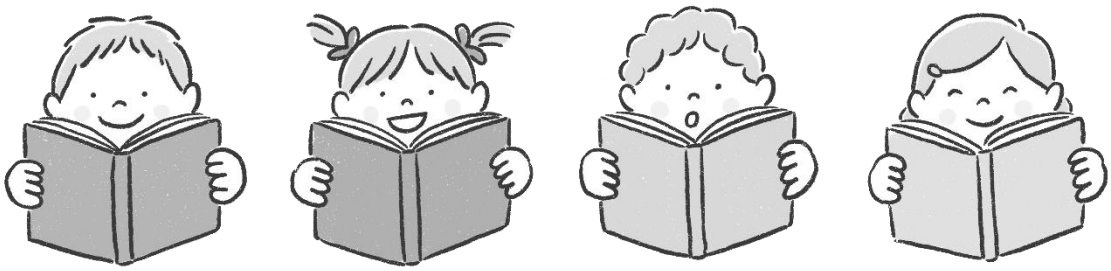

（３）思春期保健対策の充実

学校での「こころ」に関する指導を充実させるとともに、児童生徒が気軽に相談できる体制の整備、保護者等への意識啓発に努めます。また、保健体育や特別活動をはじめ学校教育全体を通じて、喫煙や薬物防止に関する教育を充実し、生徒の健康増進に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
思春期のこころの変化に関する正しい知識の普及	子育て支援課 教育総務課	町の保健師と中学校が情報交換を図るなど、連携を強化し、保健福祉分野の課題を把握するとともに、相談体制の充実に努めます。スクールカウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、さわやか相談員、各校教育相談主任、まなびのサポートセンター相談員が友人関係やこころの悩みなどの相談に乗り、思春期のこころのフォローに努めます。
喫煙や薬物に関する教育	子育て支援課 教育総務課	青少年育成推進員協議会により、町内のコンビニエンスストアやドラックストアを中心に、非行防止パトロールを実施しています。中学校と連携し、喫煙や薬物に対する正しい知識を普及し、生徒の健康増進に努めます。

（４）小児医療の充実

地域の医療機関や、救急医療体制に関する情報提供の充実を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、夜間、休日等の救急時に安心して受診できる環境づくりの充実に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
小児医療の充実	子育て支援課 健康福祉課	比企地区の市町村が主体となり、東松山医師会病院を拠点病院とした、「比企地区こども夜間救急センター」を開設し、子どもの夜間診療と電話相談を行い、救急医療体制の整備に取り組みます。
乳幼児の事故防止等の啓発	子育て支援課 健康福祉課	日ごろから病気や事故における知識を持ち、予防や対処方法などの啓発普及として、母子健康手帳交付時に事故防止と応急手当記載のガイドブック配布や埼玉県の救急電話相談＃7119・小児救急相談＃8000 などの情報提供に努めます。

基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

（１）次代の親の育成

様々な課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるよう、広報等による啓発を推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
次代の親の育成	子育て支援課	男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義に関する広報、啓発を関係機関と連携して推進します。

（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備

教職員が協力・連携し、学力の向上と豊かな心の育成、健やかな心身の育成をめざしながら、よりよく生きるために必要な資質・能力の育成に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
確かな学力の向上	教育総務課	「全国学力学習状況調査」及び「埼玉県学力・学習状況調査」により、児童生徒一人ひとりの学力向上と学校経営の改善に取り組みます。また、町独自のテストを実施し、基礎学力の定着状況などの課題把握をすることで、基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせます。
豊かな心の育成	教育総務課 生涯学習課	各学校において、道徳教育に関する指導体制を確立するとともに、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。また、児童・生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせる指導を徹底します。いじめ防止に向け、児童生徒の人権感覚を育成するための指導内容・指導方法の改善や指導者の養成をします。親の子育てに関する学習の機会を充実させ、子育ての喜びや楽しさを知らせるような取組を推進します。
健やかな体の育成	教育総務課 生涯学習課	学校と家庭、地域が連携して、児童・生徒の体力向上を推進します。中学校の運動部活動の充実を図るため、教員の指導力を向上させるとともに、専門的な指導力を有する地域の人材を積極的に活用します。子どもがさまざまなスポーツやレクリエーション活動に参加する機会を提供します。また、子どもが地域でのさまざまな体験活動や、奉仕活動に参加する機会を提供します。
信頼される学校づくり	教育総務課	教員の指導力を養い、資質の向上に努めます。教員一人ひとりの能力や実績を適正に評価し、配置・処遇・研修などに適切に結びつけます。学校運営協議会制度の推進を実施します。
学習環境の整備・充実	教育総務課	小・中学校施設の老朽化に対して計画的な維持管理を行います。授業内容の変化への対応や事務の効率化などのため、学校のＩＣＴ環境を充実します。経済的に困窮している家庭に対し就学援助制度や育英資金制度により、児童・生徒の就学を支援します。
幼児教育の充実	教育総務課 子育て支援課	子どもの発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育を充実するため、認定こども園・保育園などと協力して小学校への円滑な移行を推進します。
適正な学校規模・小中一貫教育の推進	教育総務課	小中学校の９年間を見通した中で、子どもたちをよりきめ細かく指導することにより、学力や社会性の向上を図ることを目的に、小中一貫教育を推進します。

（３）家庭と地域の教育力の向上

子どもたちが社会でのびのびと、健やかに成長できるよう、家庭はもとより、学校・地域とも連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための、教育環境づくりを推進していきます。

実施施策	所管課	概要・方向性
家庭教育への支援の充実	生涯学習課	子育て中の親が、親として育ち、力をつけるため、「親の学習」を実施します。
地域の教育力の向上	教育総務課 生涯学習課	地域学校協働活動を実施して、子どもの体験活動、学習活動に地域の大人が関わる機会を増やすことで、地域の教育力を高めます。
地域スポーツ環境の整備	生涯学習課	生涯スポーツを推進するため、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場として小・中学校の体育館をスポーツ団体に開放しています。また、地域におけるスポーツ活動の活性化を図るため、地域内でスポーツを行うきっかけづくりに努めます。

（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもたちを取り巻いている有害な環境への対策・対応を進めます。特に、インターネットの適正利用や有害図書等に対する適正な対応を促進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	教育総務課	警察、学校、ＰＴＡなど、関係機関との連携を図り、有害環境の是正に努めます。特に情報教育の中で、児童・生徒に情報収集の正しい方法やネット上のモラルについて指導するとともに、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を実施します。
	子育て支援課 教育総務課	携帯電話で接続できるインターネットの有害情報や、ネット上のいじめから子どもを守るため、フィルタリングの普及推進を図ります。子どもが有害情報に巻き込まれないように、地域・学校・家庭で情報モラル教育を推進します。

基本目標４　子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備

（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

各季節の交通安全運動など、各種啓発活動の充実を図り、町民一人ひとりの安全意識を高めます。また、子どもたちの交通安全を確保し交通事故から守るため、交通安全教育やチャイルドシートの正しい使用方法の周知徹底を行います。

実施施策	所管課	概要・方向性
交通安全教育の推進	町民生活課	春・秋の全国交通安全運動、夏・冬の交通事故防止運動期間中や、町・学校の行事等の機会を捉えて、町交通安全母の会連合会により、未就学児・小学生を対象として、啓発用品の配布等を行い、交通事故防止の啓発に努めます。
	教育総務課	警察と連携した交通安全教室の実施、交通指導員・保護者による登校指導、学校教職員による登下校時の安全指導を充実します。また、通学路の安全点検を計画的に行い、関係機関と連携し、速やかに改善を図ります。子どもを交通事故から守るため、警察・県・町・学校・地域・保護者との連携をさらに強化し、交通事故防止対策を推進します。
チャイルドシートの正しい使用の徹底	町民生活課 子育て支援課	チャイルドシート着用の推進のため、保育園・認定こども園で啓発用リーフレットの配布等を行い、正しい使用方法の徹底を図ります。
自転車の安全利用の推進	教育総務課	小・中学校において自転車安全利用指導員を中心に自転車の交通ルールや安全な乗り方を指導し、自転車の安全利用を推進します。また、傷害総合保険への加入を促進します。
	町民生活課	日常生活において自転車を利用する町民に対し、自転車運転時のルール等に関する講習を開催し、法令遵守の意識啓発や、ヘルメット着用を促進し、交通事故の発生リスク及び発生時の重傷となるリスクの軽減を図ります。

（２）子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

住民、地域組織、警察などの関係機関が連携し、子どもの安全を確保する地域防犯体制を強化します。

実施施策	所管課	概要・方向性
公園施設などにおける死角をなくして犯罪の未然防止	まち整備課 子育て支援課	公園施設などにおける外部からの死角をなくし、子どもの安全を確保し、犯罪の未然防止に努めます。児童遊園地へ防犯カメラを設置するための補助金を交付します。
防犯灯の整備の推進	町民生活課	安心して暮らせる地域社会を目指し、夜間の犯罪を防止するため、地域住民からの要望を鑑み、防犯灯の設置を推進します。
こども 110 番の家協力者連絡会	総務課	子どもが犯罪や事故の被害に遭わないように家庭、学校、地域、警察及び関係機関が一体となった活動を推進し、子どもの安全を守ります。また、地域安全防犯大会への参加や研修などを行い、地域ぐるみの防犯活動を推進します。
見守り活動の推進	総務課	自らの地域は、自らが守るという連帯意識のもとに、防犯パトロール組織や見守り隊のボランティアによる見守り活動を推進し、子どもたちの安全や犯罪被害に遭わないように努めます。

（３）被害に遭った子どもの保護の推進

児童相談所や警察等専門機関と連携を図り、被害に遭った子どものケアを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
被害に遭った子どものケアの推進	子育て支援課 教育総務課	児童相談所、関係機関と連携し、事案に応じて役割分担をし、きめ細やかなケアを行います。また、状況に応じて適切な専門機関につなげるように支援を行います。

（４）安全な道路交通環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの親などが安心して外出できる道路交通環境の整備を推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
安全な道路交通環境の整備	まち整備課	実施計画に基づき、歩行者などが安全で安心して通行できる歩道整備などを計画的に進めます。

（５）安心して外出できる環境の整備

公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進め、子育て中の親と子を含めすべての人にとって外出しやすく使いやすいまちづくりに努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
公共施設、公共交通機関、建築物などのユニバーサルデザイン化	子育て支援課 まち整備課 政策推進課 健康福祉課	公共施設などの整備におけるバリアフリーなどについては「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及推進に努めるとともに、公共施設の整備・改修を実施する際は、計画的に進めます。
子育てにやさしいトイレなどの整備	子育て支援課 生涯学習課 まち整備課	既存の公共施設の改修などにより、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりとした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレなどの整備を進めます。

（６）安全・安心まちづくりの推進

子どもや親子などが犯罪等の被害に遭わないよう、公園や駐車場などの公共空間について犯罪防止に配慮したまちづくりを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
公園など歩行エリア安全確保のための整備・改修	まち整備課	公園施設内歩行エリアにおける安全を確保するため、整備並びに危険箇所の点検・改修に努めます。

第5章

子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

第１節　教育・保育事業などの提供区域の基本的な考え方

「子ども・子育て支援法」第 61 条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育の提供区域」を設定することとされています。

本町では、以下の事項を考慮し、町全体で１区域として設定しました。

①既存の施設は広域の受け入れをしており、区域を超えた施設利用があること。
②居住地区ごとの人口変動に左右されることなく、需要推計を比較的立てやすいため、計画的に対応することができる。
③住民にとってわかりやすい区域設定であること。

第２節　子ども・子育て支援制度に基づく内容

● 各事業の全体像

子ども・子育て支援制度のもとでは、教育・保育を必要とする保護者から申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付します。

給付については、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である施設型給付、市町村が認可する小規模保育事業などへの給付である地域型保育給付により、地域の子育て支援事業の充実を図ります。

■ 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業等の全体像

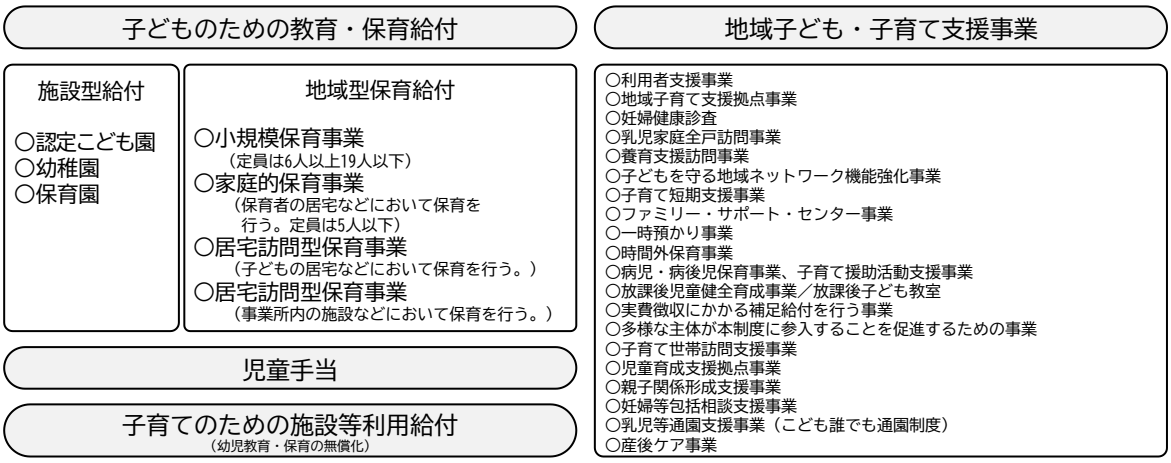

■ 認定区分と提供施設

		１号認定	２号認定	３号認定
対象となる子ども		３歳以上	３歳以上	３歳未満
		保育の必要性なし（幼児期の学校教育のみ）	保育の必要性あり	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	●	●	●
	幼稚園	●		
	保育園		●	●
	地域型保育事業			●

第３節　計画の推進方策

本章では、国により目標値（量の見込み・確保方策）の策定が義務付けられている事業について、下記のとおり記載しています。

この目標値は、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用状況・利用希望を把握するために行ったニーズ調査の結果や、過去の実績から算出しています。

本町では、本計画の計画期間である令和７年度から令和 11 年度の５年間で、この目標値が達成できるよう、各種施策を推進していきます。

■ 各事業の目標値の見方

－ 例 －

（単位：人）

		令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み		96	78	75	75	72
②確保方策	幼稚園・認定こども園	110	110	110	110	110
	町外施設（町内在住）	20	20	20	20	20
	合計	130	130	130	130	130
②－①		34	52	55	55	58

○提供区域

目標値の設定に使用する区域（範囲）。本町では、町全体を１区域として設定しています。

○単位

目標値に使用する単位。実人数か延べ人数については、量の見込みと確保方策でそれぞれ記載しています。

○量の見込み

町民の推計利用希望量（需要量）です。

○確保方策

量の見込みが叶えられるよう、町が実施・提供する体制・施策等の整備量（供給量）です。

（１）教育･保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園、認可保育園、認定こども園などの教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

①幼稚園・認定こども園（１号及び２号認定、３歳～５歳児）

満３歳～小学校就学前までの子どもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境のなかで教育を提供します。

（単位：人）

		令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み		96	78	75	75	72
②確保方策	幼稚園・認定こども園	110	110	110	110	110
	町外施設（町内在住）	20	20	20	20	20
	合計	130	130	130	130	130
②－①		34	52	55	55	58

【確保の内容】

（単位：園）

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
幼稚園	0	0	0	0	0
認定こども園	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、私立の認定こども園　とねがわ幼稚園の定員 110 人及び町外施設を利用している 20 人を見込んでいます。

②保育園（所）など（２号認定）

保護者の就労などにより、日中の保育が必要で、２号認定（３～５歳児）を受けた子どもを預かり、保育を行います。

（単位：人）

		令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み		222	180	171	172	167
②確保方策	保育園・認定こども園	235	235	235	235	235
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	町外施設（町内在住）	15	15	15	15	15
	合計	250	250	250	250	250
②－①		28	70	79	78	83

【確保の内容】

（単位：人）

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
保育園（所）	145	145	145	145	145
認定こども園	90	90	90	90	90
合計	235	235	235	235	235

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、私立の認定こども園　とねがわ幼稚園の最大受入可能人数、保育園（所）は、町立保育園２園（さくら・けやき保育園）の最大受入可能人数とします。

③保育園（所）など（３号認定）

保護者の就労などにより、日中の保育が必要で、３号認定（０～２歳児）を受けた子どもを預かり、保育を行います。

（単位：人）

		令和７年			令和８年			令和９年			令和 10 年			令和 11 年		
		0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み		19	37	32	18	35	45	17	33	42	17	32	41	16	31	39
②確保方策	保育園・認定こども園	18	52	70	18	52	70	18	52	70	18	52	70	18	52	70
	地域型保育事業	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2
	町外施設（町内在住）	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4
	合計	20	57	76	20	57	76	20	57	76	20	57	76	20	57	76
②－①		1	20	44	2	22	31	3	24	34	3	25	35	4	26	37

【確保の内容】

（単位：人）

	令和７年			令和８年			令和９年			令和 10 年			令和 11 年		
	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳
保育園（所）	12	36	52	12	36	52	12	36	52	12	36	52	12	36	52
認定こども園	6	16	18	6	16	18	6	16	18	6	16	18	6	16	18
合計	18	52	70	18	52	70	18	52	70	18	52	70	18	52	70

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、町立保育園２園（さくら・けやき保育園）と私立の認定こども園　とねがわ幼稚園の最大受入可能人数とします。また、地域型事業所として町内企業の事業所内保育所の利用を見込みます。

推計児童数の減少見込により、町内保育園の統合を検討します。子どもの利益を第一に考え、質の高い保育を目指します。

（２）地域子ども･子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

保育園、幼稚園、認定こども園や放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の中から、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、円滑に利用できるよう、利用者からの相談に応じて、情報提供及び関係機関との連絡調整を行います。

（単位：か所）

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、事業や施設の利用に関する問い合わせは、子育て支援課（こども家庭センター）及び子育て支援センターで行います。

②地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターにおいて、０歳児から２歳児の親子の居場所の確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。

		令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(年間延べ人数)		5,526	6,447	6,140	6,140	5,833
確保方策	（年間延べ人数）	5,526	6,447	6,140	6,140	5,833
	（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」で対応します。

③妊婦健康診査

妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(年間実人数)	60	58	55	53	51
確保方策(年間実人数)	60	58	55	53	51

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している妊婦健康診査事業で、対象者すべてへの対応が可能です。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後４ヶ月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児に関することなど、母親の相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供などを行います。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(年間実人数)	60	58	55	53	51
確保方策(年間実人数)	60	58	55	53	51

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している乳児家庭全戸訪問事業で、対象者すべてへの対応が可能です。

⑤養育支援訪問事業

子育てについて不安や孤立感などを抱えている家庭や、虐待の恐れのある家庭など、養育支援が必要な家庭を保健師や保育士、家庭児童相談員などが訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(年間実人数)	10	10	10	10	10
確保方策(年間実人数)	10	10	10	10	10

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している母子保健事業及び児童虐待防止事業で対応します。

今後は、療育としての事業も実施できるよう、川島町子ども・子育て会議において、実態などを把握しながら、検討します。

⑤-２子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童などの支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

（単位：回）

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(代表者会議)	1	1	1	1	1
確保方策(代表者会議)	1	1	1	1	1

【確保方策の具体的内容】

児童相談所をはじめとして、医療機関、警察等との連携、協力体制の強化を図ります。庁内においては、子育て支援課をはじめ関係各課が情報共有、連携を強化するとともに、支援を充実していきます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイ事業は、保護者が疾病・疲労など、身体・精神・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、就労などの理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった場合やその他緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において保護し、生活指導や食事などの提供を行う事業です。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(年間延べ人数)	10	10	10	10	10
確保方策(年間延べ人数)	10	10	10	10	10

【確保方策の具体的内容】

ショートステイ事業については、町外の施設と連携して実施します。年間の利用見込みは延べ 10 人のため、町内整備については、今後の利用希望により検討します。

⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

児童の送迎支援や預かり等を受けることを希望する親（依頼会員）と、支援を行うことを希望するサポーター（提供会員）との、相互援助活動の連絡・調整を行います。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(年間延べ人数)	450	429	422	408	416
確保方策(年間延べ人数)	450	429	422	408	416

【確保方策の具体的内容】

現在の提供会員で、対応可能です。

今後、さらに提供・依頼会員を増やすため、事業のＰＲ活動をしていきます。

⑧一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園などの児童関係施設で、一時的に預かります。

		令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（年間延べ人数）	幼稚園在園児	5,770	5,503	5,414	5,235	5,339
	それ以外※	338	323	318	307	313
確保方策（年間延べ人数）		6,108	5,826	5,732	5,542	5,662

※幼稚園在園児を除いた０～５歳以下の乳幼児。

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、各幼稚園、認定こども園は、在園児の利用のため、対応可能です。また、町立さくら保育園内で実施している一時保育事業についても、定員に余裕があるため対応可能です。

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育園での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（年間実人数）	53	50	49	48	49
確保方策（年間実人数）	53	50	49	48	49

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、認定こども園、保育園在園児の利用のため、対応可能です。

⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行います。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（年間延べ人数）	32	30	28	27	25
確保方策（年間延べ人数）	32	30	28	27	25

【確保方策の具体的内容】

緊急サポート事業で対応します。

また、病児・病後児保育利用料助成事業で利用料金の補助を行っています。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域子ども教室の整備（小学生）

【事業概要】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

地域子ども教室は、心豊かでたくましい子どもを地域で育てることや、安心して活動できる子どもの居場所づくりを目的として実施している事業で、各地域のコーディネーターを中心に多くのボランティアの協力により、各地域の特性を生かした教室を開いています。

【町の現状】

放課後児童健全育成事業は、町内の全町立小学校区に開設しています。なお、入所を希望する１年生から６年生までのすべての児童について、受け入れを行っており、待機児童は生じていません。

地域子ども教室は、町内の地区に３つの教室（中山っ子くらぶ・伊草っ子くらぶ・つばさっ子くらぶ（仮称））があり、月１回程度、さまざまな体験活動を実施しています。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（年間実人数）	254	237	211	203	182
確保方策（年間実人数）	393	393	393	393	393

【確保方策の具体的内容】

《放課後児童クラブ》

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、現在国が進めている、女性が活躍できる社会の実現に向けた政策などを考慮し、すべての利用希望者が利用できるよう、引き続き各放課後児童クラブと情報共有を行い、必要に応じた施設の環境の改善に取り組んでまいります。

《地域子ども教室》

Ⅰ．定期的にコーディネーター会議や教室毎のボランティア会議、スタッフ研修等を開催し、スタッフの育成に努めます。

Ⅱ．「地域子ども教室ボランティア養成研修会」を開催し、地域コーディネーターやボランティア等の必要な人材の確保及び地域での事業の周知に努めます。

Ⅲ．各学校に地域子ども教室の窓口になっていただき、参加募集について協力を得るよう努めます。また、校内に広報誌等を配付するなど、積極的にＰＲ活動を実施します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置、または運営を促進するための事業です。

⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行う事業です。

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（年間実人数）	28	27	26	25	23
確保方策（年間実人数）	28	27	26	25	23

【確保方策の具体的内容】

こども家庭センター事業や要保護児童対策地域協議会、妊婦健診・乳児家庭全戸訪問事業等で把握した家事・子育て等に不安や負担を抱える家庭への支援を行っています。

今後は、国の動向等を踏まえ事業化に向けた検討を進めていきます。

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対し居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供や関係機関へのつなぎを行う事業です。

今後は、国の動向等を踏まえ事業化に向けた検討を進めていきます。

⑯親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、児童との関わり方等の知識や方法を身に付けることができるよう、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報の交換等ができる場を設ける等必要な支援を行う事業です。

今後は、国の動向等を踏まえ事業化に向けた検討を進めていきます。

⑰妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対し面談等を実施し、必要な情報の提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

（単位：人、回）

		令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	妊娠届出数	60	58	55	53	51
	面接実施回数	180	174	165	159	153
確保方策		180	174	165	159	153

【確保方策の具体的内容】

妊婦及びその配偶者に対し、必要な情報提供や相談に応じるため、妊娠届出時、妊娠８ヶ月頃、乳児家庭全戸訪問事業において面談等を行います。

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない０歳６か月～満３歳児未満の児童を対象に月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる事業です。

		令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み（延べ人数）	０歳児	3	3	3	3	2
	１歳児	2	2	2	2	2
	２歳児	1	2	2	2	2
確保方策（延べ人数）	０歳児	－	3	3	3	2
	１歳児	－	2	2	2	2
	２歳児	－	2	2	2	2

【確保方策の具体的内容】

令和８年度からの本格実施に向け、ニーズの把握や施設の実施意向を踏まえ、定員の確保を進めていきます。

⑲産後ケア事業

出産後１年以内の母子に対し、助産師等が心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

（単位：人）

	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	17	16	15	15	14
確保方策	17	16	15	15	14

【確保方策の具体的内容】

現在行っている訪問型（アウトリーチ型）に加え、実施方法の拡充を行うため、短期入所型（ショートステイ型）・通所型（デイサービス型）の事業化に向けた検討を行います。

第４節　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

（１）認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園や保育園の機能を併せ持つとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、現在ある幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、行政、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本町においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正などにより、地域の子どもを幼稚園、保育園に区別せず、ともに育てていくという幼保一体化を推進していきます。

（２）幼稚園教諭と保育士との合同研修などに対する支援

幼稚園及び保育園は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、幼稚園教諭や保育士による合同研修や人事交流などを推進し、互いの理解を深めるとともに、人材育成に努めるものとします。

本町では、研修の開催に必要な助言などの支援を行っていきます。

（３）教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

①町立の教育・保育施設の役割

町立の教育・保育施設は、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下などによる家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を担っています。

②私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

③すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を推進します。

（４）教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携推進方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として３歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってきます。

このため、合同保育・園庭開放などのほか、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する相談対応についても、教育・保育施設との連携による支援が必要となってきます。

教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者、地域子ども・子育て支援事業を行う者などと連携し、これら保育に必要な支援に努めるものとします。

（５）幼稚園及び保育園と小学校などとの連携推進方策

①幼稚園及び保育園から小学校への円滑な接続

幼児期は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う重要な時期です。

幼稚園及び保育園は、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観などの実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な接続に努めるものとします。

②放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な幼児たちは、小学校就学後に留守家庭となる場合も多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。

そのため、日ごろから小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めるものとします。

第６章　計画の推進体制と進捗管理

第１節　取組の方針

本計画は、川島町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの住民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

第２節　計画の推進体制

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

また、社会・地域・家庭での支え合いの観点から、教育・保育関係者、子どもの保護者、学識経験者などから構成される「川島町子ども・子育て会議」が中心的役割を担いながら、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体、行政がともに協力して計画の推進に取り組みます。計画の進捗状況は、毎年度の計画実施状況の把握と点検・評価を行います。

加えて、「川島町子ども・子育て会議」は本計画の策定及び見直しについて審議します。

第３節　計画の進捗管理と点検・評価

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以降の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、ＰＤＣＡサイクル（Plan[計画]→Do[実行]→Check[評価]→Action[見直し]）に基づき、「川島町子ども・子育て会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの住民の声が生かせるよう広報やホームページなどを活用した意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。

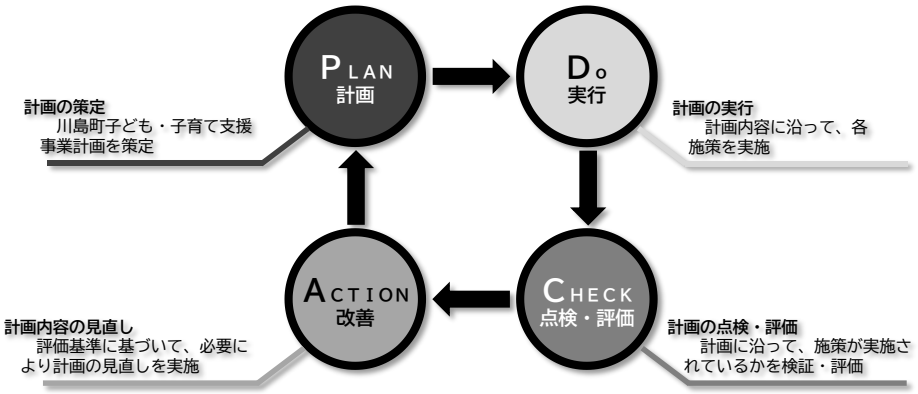

資料編

第１節　川島町子ども・子育て会議条例

○川島町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月１日
条例第 33 号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第１項の規定に基づき、川島町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、法第 72 条第１項各号に掲げる事務（同項第４号に掲げる事務にあっては、法律又は他の条例に基づき町が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。）を処理するものとする。

２　子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（１）　学識経験のある者
（２）　関係団体の推薦を受けた者
（３）　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
（４）　子どもの保護者
（５）　公募による町民
（６）　その他町長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に、会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務）

第７条　子ども・子育て会議の事務は、子育て支援課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給に関する条例の一部改正）

２　非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給に関する条例（昭和 38 年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

（60）　川島町子ども・子育て会議委員

別表第１に次のように加える。

60	川島町子ども・子育て会議委員	日額	6,000

（川島町幼稚園設置に関する条例を廃止する条例の一部改正）

３　川島町幼稚園設置に関する条例を廃止する条例（平成 24 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「第 38 号から第 59 号まで」を「第 38 号から第 60 号まで」に、「38 の項から 59 の項まで」を「38 の項から 60 の項まで」に改める。

第２節　川島町子ども・子育て会議委員名簿

○川島町子ども・子育て会議委員名簿

番号	分野	機関・団体	氏名	委員区分	役職
1	学識経験者	聖学院大学教授	中谷　茂一	１号	会長
2	学識経験者	元児童相談所所長	高倉　富美子	１号	副会長
3	関係団体	主任児童委員	吉田　八重子	２号	－
4	子育て支援事業従事者	とねがわ幼稚園	柳澤　睦夫	３号	－
5	子育て支援事業従事者	校長会	鈴木　和也	３号	－
6	子育て支援事業従事者	放課後児童クラブ	黒田　信行	３号	－
7	子育て支援事業従事者	保育園	津田　光子	３号	－
8	子育て支援事業従事者	保育園	茂木　久代	３号	－
9	子育て支援事業従事者	教育委員会	田中　宏	３号	－
10	子育て支援事業従事者	保健師	友光　愛	３号	－
11	保護者	保護者	明田　香	４号	－
12	保護者	保護者	中嶋　彩香	４号	－
13	保護者	保護者	横田　美佳子	４号	－
14	公募	公募委員	矢田堀　実香	５号	－
15	公募	公募委員	箕輪　朝子	５号	－

※委員区分について

１号委員：学識経験のある者

２号委員：関係団体の推薦を受けた者

３号委員：子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

４号委員：子どもの保護者

５号委員：公募による町民

６号委員：その他町長が必要と認める者

第３節　策定の経緯

以下に本計画の策定の経緯を示します。策定にあたっては、川島町子ども・子育て会議を開催し、協議を行って検討してきました。

また、町民を対象としたアンケート調査、パブリックコメント等を通じて、広く意見の募集に努め、計画策定の参考としました。

年　月　日	会　議　等	主な検討内容 等
令和６年		
１月 23 日（火）	第 29 回　川島町子ども・子育て会議 （令和５年度　第３回）	川島町子ども・子育て支援に関するアンケート調査について
２月５日（月）～ ２月 20 日（火）	アンケート調査実施	川島町子ども・子育て支援に関するアンケート調査
３月 26 日（火）	第 30 回　川島町子ども・子育て会議 （令和５年度　第４回）	川島町子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について
10 月８日（火）	第 31 回　川島町子ども・子育て会議 （令和６年度　第１回）	「第３期川島町子ども・子育て支援事業計画」骨子案について
11 月 26 日（火）	第 32 回　川島町子ども・子育て会議 （令和６年度　第２回）	「第３期川島町子ども・子育て支援事業計画」素案について
令和７年		
12 月 18 日（水）～ １月 17 日（金）	パブリックコメントの実施	「第３期川島町子ども・子育て支援事業計画」（案）に対する意見募集
２月４日（火）	第 33 回　川島町子ども・子育て会議 （令和６年度　第３回）	「第３期川島町子ども・子育て支援事業計画」（案）について
３月 31 日（月）	計画策定	－

第4節　用語集

【数字】

◆1号認定（いちごうにんてい）

満３歳以上で教育のみを必要とする児童。

◆2号認定（にごうにんてい）

満３歳以上で施設などでの保育を必要とする児童。

◆3号認定（さんごうにんてい）

満３歳未満で施設などでの保育を必要とする児童。

【か行】

◆合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

◆子育て短期支援事業（こそだてたんきしえんじぎょう）

児童の福祉に関する各般の問題について、家庭、その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、子どもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。

【さ行】

◆児童相談所（じどうそうだんじょ）

児童の福祉に関する各般の問題について、家庭、その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、子どもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。

◆児童養護施設（じどうようごしせつ）

児童福祉法第 41 条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。

【た行】

◆地域型保育事業

子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。

◆地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する事業。

◆特定教育・保育施設

県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設。

◆トワイライトステイ

保護者が仕事などの理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に養育が困難になった場合、児童養護施設などで保護し生活指導や食事の提供をする事業。

【な行】

◆乳児家庭全戸訪問事業

生後４ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。

◆認可

行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。

【は行】

◆病児・病後児保育事業

児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関などに付設された専用スペースなどにおいて保育及び看護ケアを行うという保育サービス。

◆ファミリー・サポート・センター事業

仕事と育児の両立などの為、育児支援・家事支援を必要とする住民が、育児支援・家事支援を提供できる住民から子育て支援を受ける事業。

◆放課後児童健全育成事業

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

【や行】

◆養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

◆要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育園、幼稚園、医療機関などの様々な機関が、関係機関として参加し、要保護児童などに関する情報共有、支援内容の協議などを行う協議体。

【ら行】

◆利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。

◆量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査などで把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

【わ行】

◆ワーク・ライフ・バランス

幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。

第３期川島町子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

発　行　　川島町

編　集　　川島町　子育て支援課

住　所　　〒350－0192

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

ＴＥＬ　　049-297-1811（代表）

049-299-1765（直通）

ＵＲＬ　　http://www.town.kawajima.saitama.jp

KJブランド

埼玉県川島町